

令和元年第2回定例会議案審査特別委員会会議録

令和元年 6月10日 午前10時00分 開 議

出席委員

委員長	田 谷 文 子
副委員長	来 栖 丈 治
委員	矢 口 龍 人
委員	鈴 木 良 道
委員	中 根 光 男
委員	佐 藤 文 雄
委員	古 橋 智 樹
委員	岡 崎 勉
委員	川 村 成 二
委員	設 楽 健 夫
委員	櫻 井 繁 行
委員	宮 嶋 謙 生
委員	久 松 公 博
委員	小 倉 博 一
委員	櫻 井 健 一

欠席委員

な し

出席説明者

市 長	坪 井 透
副 市 長	横 瀬 典 生
市長公室長	辻 和 徳
総務部長	小松塚 隆 雄
市民部長	山 内 美 則
保健福祉部長	寺 田 茂 孝
都市産業部長	鈴 木 芳 明
教育部長	田 崎 守 一
消 防 長	雨 貝 忠 夫
参 事	木 村 俊 夫
議会事務局長	前 島 嘉 美
次長(兼)消防総務課長	片 岡 修
政策経営課長	槌 田 浩 幸

検査管財課長	貝塚裕行
市民協働課長	中泉栄一
国保年金課長	大久保勉
社会福祉課長	吉田均
介護長寿課長	齋藤正通
子ども家庭課長	幕内浩之
観光商工課長	根本和幸
生涯学習課長	仲澤勤
予防課長	知久薫
企画監	豊崎伴之
参考人	石井ヒロ江

出席書記名

生活環境課	齋藤成晃
健康づくり増進課	松本健太
議会事務局	檜山宏美
議会事務局	澤田幸一

議 事 日 程

令和元年 6月10日(月曜日) 午前10時00分 開 議

1. 市長挨拶

2. 議案の審査

- (1) 請願第 2 号 デマンド型乗合タクシーの存続と制度拡充を求める請願書
- (2) 議案第 3 5 号 消費税及び地方消費税の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (3) 議案第 3 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第 3 7 号 かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第 3 8 号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第 3 9 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第 4 0 号 かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第 4 1 号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第 4 2 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第 4 3 号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)
- (11) 議案第 4 4 号 令和元年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- (12) 議案第 4 5 号 令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第1号)

3. 閉 会

開 議 午前10時00分

○田谷文子委員長

おはようございます。

ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから令和元年第2回定例会議案審査特別委員会を開きます。

ここで、傍聴の申し出がございましたので、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、傍聴を許可いたします。

これより、傍聴人の入室を認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時00分

再 開 午前10時02分

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴受け付けの際にお渡しいたしました傍聴章の裏面に記載されております注意事項を厳守し、お

静かに傍聴していただきますようお願い申し上げます。

それでは、書記を指名します。生活環境課 齋藤成晃君、健康づくり増進課 松本健太君、議会事務局 澤田幸一君、同じく檜山宏美君、以上4名を指名いたします。

本日の日程は、タブレット端末に掲載いたしました審査予定表のとおりでございます。

なお、本日の審査にかかわる資料につきましては、お手元に配布したとおりでございます。

また、議案集並びに議案概要書につきましては、お手元のタブレット端末でごらんになれますので、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

それでは、お手元の審査予定表に基づき、本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

初めに、本委員会に付託されました請願第2号 デマンド型乗合タクシーの存続と制度拡充を求める請願書を議題といたします。

ここで、参考人から本請願の趣旨について、説明を求めることにいたします。

お忙しい中、参考人として、本委員会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、今回提出された請願の趣旨をご説明いただきたいと思います。

参考人 石井ヒロ江君。

○参考人（石井ヒロ江君）

皆さん、おはようございます。

私は、市内大和田に住んでおります石井ヒロ江と申します。議員の皆様には、日ごろ市民生活の向上のためにご尽力されていることに敬意と感謝を申し上げます。

また、本日、意見陳述の貴重な時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

このたび、私たち約3,000名の市民は、デマンド型乗合タクシーの存続と制度拡充を求める請願書を提出いたしました。

今回出されました乗合タクシー廃止の方針について、今市民の間にどうしてという疑問、これからどうしたらいいだろうという不安の声が大きく広がっております。

霞ヶ浦地区から神立駅まで乗合タクシーを利用し、駅からは路線バスで土浦市内の病院に通院している方は、一般タクシー利用となれば片道6,000円、往復1万2000円、1回500円のタクシー券をもらっても1万1000円の支出増となり、これは現在400円のおよそ27倍となるということで、これが二、三回、月に通うことになれば、もう通院はできないと、心配しています。

それから、千代田地区の建設から50年になるという大塚団地にお住まいの方が、近くに路線バスは通っているけれども、バス停まで歩いていくことができません。家まで来てくれる乗合タクシーは本当にありがたいと、お話ししていました。

また、最近、目が不自由になった方は、乗合タクシーがなくなったら生きてはいけません。どうか助けてくださいと、訴えておられます。高齢になり、自転車にも乗れなくなりました。買い物に乗合タクシーを利用したいと思うのは、私のわがままでしょうか。肩身が狭いですというお話や年金の受け取りに農協まで利用している方からは、これからは支給のたびに2,000円、3,000円、そして4,000円という支払いが生じる、わずかな年金の中からそれだけ支払うことのつらさ、生活できなくなるというせつなさをわかってほしいと話されました。

年々、高齢化社会が進む中で、免許返納をした方、いずれは返納しなければと考えている多くの皆さんにお会いしました。返納した途端に交通手段がなくなるという現実、91歳の方が不安を抱えながらも運転しているという例もありました。

また、乗合タクシーを利用しているのは、高齢者だけではありません。市内の障害者施設やグルー

プホームで生活の自立を目指して日々頑張っている方からは、乗合タクシーが唯一の交通手段です。なくなったら外出もできませんというお声が寄せられました。病気やその他の事情で運転をしない交通弱者の多くは、今回提案されている代替案の対象外となり切り捨てられることになるのではないのでしょうか。

今回提出いたしました約3,000名の署名は、90歳を超える方が乗合タクシーの存続を願って、雨の日に傘を差してご近所を回って集めてくださったものです。ご自分の病気やその他の事情を押して二重、三重と集めてくださったものです。市内全域のたくさんの方々が、地域で、職場で、病院で、ボランティア先で忠を尽くし、声をかけて集めてくださいました。郵便で届いたものもたくさんあります。この中には、署名だけではなくて、望む地域交通の形、あるいは循環バスへの願い、そういったものの手紙がつづられたものも多くて、やはりこの問題がとても大きな課題なんだなということを私たちも再確認させられました。

また、若い世代の方々に訴えましたけれども、困る人はそんなにいるんですか、いずれは自分の問題ですねというように、7割、8割の方が快く署名に応じてくれたことも大変うれしい経験でした。

署名は、5月末に議会に提出いたしましたけれども、その後も二重、三重と私どものほうに届け続けておりまして、9日現在では43通が加えられ、私たちの手元に届けられた乗合タクシー存続を求める署名総数は、約3,200名を超えております。

どうか皆様、これらの市民の切実な声を受けとめ、乗合タクシーを存続させていただきたいと思えます。存続させながら、さらに将来にわたり安定して持続できる、そういう制度のあり方についてご検討をお願いしたいと思います。私たちも地域公共交通を担う市民の一員として、ともに考えてまいりたいと思っております。

最後に、私たちの住むこのまちが、安心して暮らせるかすみがうら市であり、全市民に温かい市政であることを議員の皆様のご見識を持ってお示しいただきますよう乗合タクシーを存続させていただきますようお願い申し上げます、意見陳述といたします。

どうかよろしく願いいたします。どうもありがとうございます。

○田谷文子委員長

ありがとうございました。

以上で、説明が終わりました。

これより、委員による質疑に入ります。

参考人は、委員長の許可を得て発言し、また、委員に対しては質疑をすることができないことになっておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

古橋委員。

○古橋智樹委員

事前配布の資料は、執行部の内容もありますが、そういったものを加えて、改めて説明いただくことは可能でしょうか。

○田谷文子委員長

資料については、参考人の質疑が終わった後、執行部が説明します。

ほかに、ございませんか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

署名を集めていただき大変でした。私も地域公共交通会議の資料をもらっています。この署名の地区別の割合といいますか、交通不便地帯の設定ということで、霞ヶ浦地区はほぼ全域、あと雪入地区、高倉地区、あるいは新治地区は交通不便地域という形で、地域公共交通会議に出された資料の中では白塗りになっていました。けれども、霞ヶ浦地区と千代田地区の署名の大まかな割合、あるいは交通不便地帯の雪入地区、新治地区とか高倉地区の方々の意向というものについて、整理されているところまでで結構ですので、その辺の話をちょっとお聞きしたいと思います。

○田谷文子委員長

参考人 石井ヒロ江君。

○参考人（石井ヒロ江君）

私たちがこの請願署名をお預かりするときに、この署名は、この議会に提出する、そういうことでお預かりしますというお約束でお預かりしておりますが、ただ地域的なものだけは、やはり今後のいろいろな参考になるのかと思ひまして、地域はチェックできました。整理させていただいております。霞ヶ浦地区が約2,100名、千代田地区が1,100名、合計3,200名と整理しております。

○田谷文子委員長

ありがとうございます。

設楽委員。

○設楽健夫委員

あと、感覚としてでも結構です。交通不便地帯という形で、どういう形で設定されたか、私わからないですけども、雪入地区とか新治地区とか、その辺の様子とかもわかりましたら、聞かせていただけますか。

○田谷文子委員長

参考人 石井ヒロ江君。

○参考人（石井ヒロ江君）

私たちがこの請願署名を訴える新聞折り込みを入れまして、一番先にお電話をいただいた方は、千代田地区の雪入地区の方でございました。お名前は伏せてということでしたので、私たちもお聞きはしませんでした。やはり大変困る、通院に駅まではデマンドタクシーを利用して、そこから二十数年、土浦市に通っていらっしゃるという女性の方です。本当にこれが実施されたならば、もう通院は諦めるしかありませんというお話で、これは霞ヶ浦地区だけの特別な問題ではなくて、やはり千代田地区の方々も同じように思っているんだなということを感じました。

それから、やはり雪入地区ですか、私はちょっと不案内で申しわけないですが、その他の地区からも100名、200名と、まとまった署名が届けられておりまして、どうしても自分の住んでいる地区を中心に感覚的にとらえておりましたことが、これは違う、全域の問題だというふうに気づかされたところでございます。

○田谷文子委員長

ありがとうございます。

ほかに、ございませんか。

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

署名簿の署名していただいた方の中には、今利用されている方も当然いらっしゃると思いますが、

まだ利用されていない方とか、これから対象になり得る方とかいう方も含まれているかと思います。今利用されている方にとっては、もちろんなくなることは困ることだと思いますが、そうでない方、今は例えば医療機関も余り行っていない方とか、今は自分で運転できますよという方のお話を、もしお伺いしているようでしたら、どういう思いで、署名をされたのか教えていただきたいです。

○田谷文子委員長

参考人 石井ヒロ江君。

○参考人（石井ヒロ江君）

署名を訴えさせていただいて、私の感じとしては、利用されている方にお会いしたのが3割ぐらいに対して、まだ利用していない、でもいつか利用するという方が7割ぐらいの割合でいらしたように感じております。いつでも、やはりいつか免許を返納しなきゃならないという不安を抱えているというお話が多かったです。特に女性の私ぐらいの年代の方々とは共通の話題となり、それでも安心してこの地域で暮らしていきたいですねということが話題になりました。使っている方々は、大変遠慮をされているなという印象を受けたんです。当然使っていいことだと私は思いましたけれども、ただそれがやはりほかの皆さんにご負担をおかけすることになるのかというようなことをおっしゃった方でやはり4名はおられましたね。だから、そういうようにして市の大事な施策であるデマンドタクシーを利用する場合にも、自分が利用することが、市への負担になるかもしれないというようなご心配をされているんだなということをちょっと意外に感じました。

○田谷文子委員長

ありがとうございました。

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

もう一つお伺いします。利用料金について、行政側としてはやはりどれだけ経費がかかっているかというのは、制度を続けるかやめるか、拡充するか、縮小するかというのを決めるときに大きなポイントになると思います。現行は、一般が400円、ご高齢の方、その他不自由がある方は200円となっていますが、請願を見る限り、現行の料金からかけ離れたものにしないうものが入っております。やはり制度を見直すときには、多少負担が多くなるようなことも考えなくてはならないかと思いますが、その料金についての思いなどがありましたら、お聞かせください。

○田谷文子委員長

参考人 石井ヒロ江君。

○参考人（石井ヒロ江君）

この点についても、いろいろなご意見がありました。やはり普通のタクシーに比べて大半割安であるし、そのことで大変助かっている、そういうお声が圧倒的に多かったわけですが、この方針の廃止の方針等を受けてのことだと思いますけれども、本当に存続できないほど大変ならば、その辺の事情も説明していただきたい。どうして大変なのか説明していただきたいという声も多かったです。利用者の話を聞いてもらったという思いがないということをおっしゃっていました。突然決まったような気がする、そういうご意見を多く聞きました。

それから、近隣の自治体等の様子を見ると、かすみがうら市より安いのかなという印象をお持ちの方もいるようでした。この辺も全員が値上げしてもいいですとおっしゃっているわけではないです。

それから、やはりぜひこれを守ってほしいと願っている方々も多くおりますので、やはりしっかりと理由、どうしてもそうせざるを得ないような理由のきちんとした説明をいただいて、その上で

の決断というか、そういったことになるのではないかと考えております。

○田谷文子委員長

ありがとうございました。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

この署名活動が起きたときに、私のところにショートメールが入ったんですよ。それは市長に対する要望でなくて、何でこういう請願になったのですかという質問です。私も一生懸命やって集めていますということでしたが、その辺はどうでしょうか。

○田谷文子委員長

参考人 石井ヒロ江君。

○参考人（石井ヒロ江君）

私たちのこういう運動といいますか、こういうことをするのが初めてのものばかりでございまして、見通しを立てることが大変難しく、最初は市長さんに直訴しようかと思いました。困っているというお話をぜひ市長さんに聞いていただくことも大事なんじゃないかなと、そんなふうにも思ったときもありました。けれども、やはりこれは市民全体の問題だから、きちんと議会の中で議論していただいて、何が問題で、どういうふうにしたら解決していけるのかということをはっきりとした道筋としてみえるようにしていただくことが一番の理解が深まる道だし、私たちの願いの実現に近づけていただけるやり方だなというふうに思いまして、議会請願という形で、全議員の皆さんにこの問題をお伝えしたい、そういうふうに考えた次第です。

○田谷文子委員長

ありがとうございました。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ということは、嘆願書みたいな形で1回考えたけれども、議会できちっと全議員の皆さんに議論していただいて、判断を求めたほうがベターだろうということですね。ということは、全ての議員に請願の申し入れは行ったということですか。

○田谷文子委員長

参考人 石井ヒロ江君。

○参考人（石井ヒロ江君）

そうでございます。この問題はやはり私たちの力だけではとても解決できませんし、また一部の議員さんの力だけでも解決できない大変大きな課題でありますし、この問題こそ全議員さんのご理解とご協力をいただかなければ、解決の道筋は見えないというふうに私たちも議論の中で感じました。そこで全議員さんにこの請願の署名をやりたいというお話と学習会のお誘いを3月にさせていただきました。お会いできた方だけでありませんで、大変失礼だったのですが、お電話でとか、あるいはポストに依頼文をというような形もありました。お会いできなかった議員さん方には、大変申しわけなかったのですが、それを一度行いまして、第1回目の学習会の後に、請願署名を議会に届けましょうということで意思統一ができましたので、ぜひ今度請願署名が集まったら紹介議員さんをお願いしたいということで、第2回目のご依頼をいたしました。5月になりまして、大体署名数が確定してまいりましたので、第3回目にもう一度、請願をしたいのでぜひ紹介議員さんになってほしいというお願いをしたところでございます。

○田谷文子委員長

ありがとうございます。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

何かチラシは、4月7日が第1回の学習会だったんじゃないですか。

4月7日ですね。

ということは、4月7日、第1回の学習会をそのチラシで皆さんに呼びかけた。そのときに来られた議員もいるし、私は行きましたけれども、いなかったと。3回、一応議員には働きかけたということですか。

○田谷文子委員長

参考人 石井ヒロ江君。

○参考人（石井ヒロ江君）

そのつもりです。

○田谷文子委員長

ほかに、ございませんか。

副委員長と交代させていただきます。

[委員長交代]

○来栖丈治副委員長

委員長にかわり、進行をさせていただきます。

田谷委員。

○田谷文子委員

ご苦労さまです。デマンド型乗合タクシーの存続ということですからけれども、これに関しまして、私、3点、石井さんにお尋ねしたいことがございます。

1点目は、デマンド型乗合タクシーの実態を、十分ご確認する必要があるのではないかと思うからです。やはり、真実の一部を知っていただくことが大事な問題だと思います。延べ利用者数の推移も下がっています。それから、運賃収入と運賃経費で、2億5600万円余りの赤字が累積で出ているということもきちんとおわかりになっていただいているのかということをお聞きします。

○来栖丈治副委員長

参考人 石井ヒロ江君。

○参考人（石井ヒロ江君）

デマンド型乗合タクシーを使いたいと私思ひまして、一応登録して、使えれば使いたいなと思っておりました。私のそのときの理解としては、まだ運転もしているし、それから、1回私が使うごとにそれが市への負担となって、積み重なっていくものなのかというふうに理解しておりました。それじゃもうちょっと自分は頑張れるから、何とか使わなくてもいいのかなと、遠慮していた面もありました。けれども、実際は使う方が少なくなっているということも廃止の理由の一つに挙げられているということをお聞きしまして、これは私たちの遠慮がこの制度をなくしてしまうのかというふうに考え直しました。使っていいものなんだというふうに。

それで、年々使う方が少なくなっているというお話もお聞きして、署名等でお会いする方にお聞きしますと、すごく予約がとれないとおっしゃって、諦めたんですという方に何人もお会いしたんですね。本当にこれ使えればいいけれども、使い勝手が前より悪くなったよねという話とか、それから、

以前は千代田地区からあじさい館まで乗り入れられて、あじさい館まで行って、霞ヶ浦地区の人ともカラオケや何かで交流できたのにそれもできなくなった。どうしてこういうふうになったのですかねみたいなお話も伺いました。

それから、1点ちょっとずっと気になっているお話がありまして、それは使えない、予約がとれないというお話ばかり伺いながら、署名に歩いておりましたところのある1件で、このデマンド型乗合タクシーは、市の中核の方はタクシーのように使えるんですねと言われたんですね。自由に使えるという意味なのか、それとも何回も何回も使っている人がいるという意味なのか、そこのお話を聞いたときは意味不明でしたので、私が知っている範囲では使えないお話ばかり聞いてきてということその人とも話したんです。それは、多分200回とか300回とか400回とか、この間の議会の中で報告があって、使っている方が3人とか2人とかいるというご報告がありましたのをお聞きして、ああそのことだったのかしらと思いだった次第です。

○来栖丈治副委員長

ありがとうございます。

続いて、田谷委員。

○田谷文子委員

今、石井さんのほうから、石井さんご自身は、このデマンド型乗合タクシーを頼んだことがないと。登録していないから、また頼んだことはないということでしたよね。

○来栖丈治副委員長

石井参考人、田谷委員の質問にお答えください。

参考人 石井ヒロ江君。

○参考人（石井ヒロ江君）

私も先ほど述べましたように、登録してはいたけれども、何か遠慮もあって使わない時期があったのですが、こういうお話を伺う中で、ちょっと間違っていたなというふうに思い直し、使っております。自分の予定どおりの時間には、なかなか予約が入りませんが、大変使い勝手がよくて、これなら私運転しなくても、今後ここで生活できるかもしれないなど、今ちょっと思っております。

○来栖丈治副委員長

ありがとうございます。

田谷委員。

○田谷文子委員

すみません。それで、先ほど、一部の人が300回も400回もご利用なさっていることもご存じでした。石井さんの場合は、お願いすると今は即デマンド型乗合タクシーが使えるという状態ですか。

○来栖丈治副委員長

参考人 石井ヒロ江君。

○参考人（石井ヒロ江君）

そういうことではありませんで、申し込んでもやはり満杯のこと多いですね。その時間帯をずらせば使えますよというようなアドバイスを係の方からいただいて、じゃ1時間ずらして、この時間でというような形で使えたというか、毎回使っているわけではございませんが、使えました。

(質問について発言する者あり)

○来栖丈治副委員長

田谷委員。

○田谷文子委員

もう一度、お伺いしますね、3点目。

先ほど宮嶋委員のご質問の中で、料金が平成24年から、宮嶋市長時代のときから65歳の方は200円に下げたままで、普通の利用者の場合は400円ということですので、そういうところも、かすみがうら市の赤字をふやしているところかと感じています。利用者も減っています。そのことに関しまして、料金も上げて継続してほしいというご要望は、石井さんご自身はございますか。

○来栖丈治副委員長

矢口委員。

○矢口委員

さっき答弁したでしょう。参考人に、同じことを何回も言わせることないじゃないですか。さっき聞いている。文章に起こしてみろ。それはとめていいから、今、議事録を起こしてよ。同じことを2回も3回も聞くのは無駄だと言っているの。書いてあることを、そのまま読んでいないのかな。話を聞いて、ちゃんと理解して質問しなくては。先ほど言いましたよ。同じことを聞いたって、時間の無駄。何で質問しているの。

○来栖丈治副委員長

ここで、委員長に進行をかわります。

[委員長交代]

○田谷文子委員長

ありがとうございました。

設楽委員。

○設楽健夫委員

私もこの問題は、特に霞ヶ浦地区の大切な問題といたしますか、過去にあじさい号が走っていましたが、今もう走っていない。行くとやはり手を挙げて、バスを通してくれという話も何遍か聞きました。それで私も最初、田伏とか、牛渡地区、下大津地区、安飾地区という遠いところの人の要望なのかなと思ったんです。ところが、私のところは神立駅から1キロメートルぐらいです。そうすると、私のところの人も、隣の集落の人もみんな署名集めている人も結構多いですね。なぜなのかと思ったんですけれども、それは神立駅まではタクシーで行く以外にないんですね。今の我々のところ、だから2キロメートルの人も3キロメートルの人も、あるいは1キロメートルの人もそういう状況になっています。頻繁に使う人は、病院に通わなくちゃいけない人は確かに頻繁に使っていました。でも私がそういう状況の中で、署名の中で、私も駅から1キロメートルとか2キロメートルぐらいのところの人も、一生懸命署名に協力はしてくれたんですね。私はびっくりしました。そういう意味で、駅から近い人の署名の感覚といたしますか、回っておられて、そういう話を聞かせていただければと思います。

○田谷文子委員長

参考人 石井ヒロ江君。

○参考人（石井ヒロ江君）

私も遠いところの方々が、この問題は大変切実で、訴えているんだというふうに最初思っておりました。今おっしゃるように、本当に駅の近くの方々でも署名に大変よく協力してくれるんです。その中の一人が、私としては、もしかしたら新しく提案されている500円のタクシー券のほうが、個人的なメリットはあるかもしれないけれども、でも遠くの方々はそれでは大変困りますよね、だから署名に

ご協力しますと言ってくださいました。さっき申しましたように、大塚団地の高齢化の方々は、ご自分の問題として必要とされている面も多いですけれども、市内の困っている地域の方々のことをやはり応援する意味でというような捉え方が大変多くて、若い方々も大変心強く思った次第です。

○田谷文子委員長

ありがとうございます。

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

それでは、ほかにないようですので、参考人 石井ヒロ江君に対する質問を終了いたします。

ありがとうございました。

石井様には、お忙しい中、本委員会にご出席賜りまして、まことにありがとうございました。

いただいたご意見を、今後の委員会審査に十分活かしてまいりたいと存じます。

これで、退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。

ここで、暫時休憩します。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時44分

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。

次に、本委員会に付託されました請願第2号 デマンド型乗合タクシーの存続と制度拡充を求める請願書の審査に当たり、執行部からお手元に配布いたしました資料に基づき、説明を求めます。

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

それでは、デマンド型乗合タクシーについての資料につきまして、ご説明をさせていただきます。

この資料につきましては、デマンド型乗合タクシーの現状及び課題、また今後の公共交通の再構築についての考え方を説明させていただいたものでございます。

詳細につきましては、政策経営課長よりご説明申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○田谷文子委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

それでは、資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

お手元の配布させていただきました資料、デマンド型乗合タクシーについてという標題でございます。

最初に、1、導入と見直しの経緯をご説明させていただきます。

平成21年4月に、霞ヶ浦地区内を運行していた一般バス路線が、平成21年3月31日をもって廃止されたことに伴いまして、路線バスの停留所を乗降場所とする事前予約型の乗合タクシーを市内タクシー事業者へ運行委託を始めたものでございます。

平成22年10月、霞ヶ浦地区、千代田地区において、デマンド型乗合タクシーに移行したということで、市内全域にデマンド型乗合タクシーの形になりました。

その後、改正がございまして、平成24年6月に、運賃及び区域外の乗降箇所を見直したということで、運賃につきまして、65歳以上、障害者、介添者、高校生以下を300円から200円へ値下げしている内容でございます。

平成27年4月におきましては、早朝及び土曜日便を廃止ということで、平日の日中便を増便したような改正をさせていただいております。

2ページでございます。

2、現行の運行内容ということで、現在はこのような形で運行させていただいております。

利用条件といたしましては、本市に住所を有し、事前に利用登録のある方でございます。

運行につきましては、月曜日から金曜日まででございます。運行時刻は、基本的に午前9時から午後5時便までの8便で運行させていただいております。

運行形態につきましては、市内タクシー事業者2社に委託して、運行してございます。

運行区域につきましては、千代田地区と霞ヶ浦地区の2区域に分けて、運行させていただいております。

運賃につきましては、基本は1乗車400円、65歳以上等の条件に合致する方につきましては、200円での運行でございます。

3、利用状況でございます。

(1) 利用者の性別と年代でございますが、女性の方が72%を占めてございます。利用の年齢層でございますが、60代以上の方が、8割を超えた利用となっているところでございます。

続きまして、3ページでございます。

(2) 延べ利用者数の推移でございます。こちらにつきまして平成22年に導入いたしまして、その後1万4000人から1万3000人の利用者がございましたが、平成27年、平成28年以降につきましては、8,000人台でございます。現在は8,055人の延べ利用者数でございます。

下の(3) 運賃収入と運行経費の推移でございます。こちらのデマンド型乗合タクシーを運営しまして、平均的になります平成24年でございますが、運賃収入が329万8000円に対しまして、運行経費が3350万円と、3000万円ほどの経費の超過でございます。その後、平成27年以降の改正以降につきましては、棒グラフのようになっておりまして、直近の平成30年度決算でございますけれども、運賃収入が171万8000円、運行経費につきましては2205万8000円で、2000万円超の経費超過でございます。

4ページに入らせていただきます。

以上のことより、4、課題といたしまして、運行にあたり、次の事項が課題となっているところでございます。

(2) 費用対効果でございます。先ほど申し上げましたとおり、経費が収入に対しまして10倍以上超過になっているということで、実利用者1人当たりの実質収支、経費から収入を引いた収支のことでございますけれども、こちらにつきましては、平成28年が7万8216円、直近の平成30年につきましては、8万7669円と増加している内容でございます。

また、(2) 運行効率のほうも、時間がかかってございまして、平成30年度の平均乗車時間は21分と、全国の自治体と比べまして、約10分長いという分析結果が出ているところでございます。

次に、5ページでございます。

(3) 利用者の固定化という課題でございます。平成28年度実績におきましては、実利用者は258

人でございました。100回以上利用される方が、9%の22人ということで、年間延べ利用者全体の約53%になります。年間延べ利用者回数は8,243回でございまして、実利用者の10%の方が、そのうちの半分以上利用しているような状況でございます。その利用状況につきましては、平成29年度、平成30年度におきましても、同じような内容でございます。ちなみに、直近の平成30年度の実利用者は232人でございまして、年間延べ利用が8,055回という内容になります。

8ページでございます。

このような状況を受けまして、5、公共交通の再構築の考え方ということで、地域公共交通再編実施計画を策定いたしまして、公共交通の基軸としてバスを位置づけ、一般タクシーと連携を図り、効率性と利便性に鑑みた持続可能な交通体系を構築するという形で実施計画を策定したところでございます。

その内容といたしましては、下の(1)定時定路線型バスといたしまして、霞ヶ浦広域バス、また新たなバス路線といたしまして、9ページに入りますが、千代田神立ラインを考えているところでございます。千代田神立ラインにつきましては、神立駅を拠点といたしまして、神立病院や千代田ショッピングモール周辺の市街地循環並びに土浦協同病院を結ぶ路線でございます。1日14便の予定でございまして、

また、バス路線でございますけれども、一般バス路線、通常の民間バス会社2社が運行する路線バスを基軸するものでございます。

さらに、(2)一般タクシーとの連携を考えてございまして、タクシー利用料金助成事業を本年10月から実施する予定でございまして、こちらにつきましては、満60歳以上の方を対象といたしまして、運転免許証を持たない方などでございます。市内に住所がある方等、要件等がございまして、交付枚数は、1人当たり1カ月につき6枚で、年間72枚を予定している内容でございまして、

さらに、通称、福祉タクシーと言われております要援護高齢者等福祉タクシー利用料金助成は、満65歳以上の方で、要介護認定等において要支援並びに要介護認定された方などを対象に交付されているものでございます。こちらにつきましては、1人当たり年間48枚を交付してございまして、助成券につきましては、10ページでございまして、1枚につき730円という内容でございまして、

また、これからのこととなりますが、(3)自家用車有償運送制度の調査研究を行ってまいりたいと考えているところでございます。

最後になりますが、6、今後の地域公共交通の予定でございまして、本年7月にタクシー利用料金助成事業の申請を受け付け開始いたしまして、10月からタクシー利用料金助成事業の運用を開始する予定でございまして、

また、10月から新規バス路線の運行予定を考えてございます。

令和2年3月に、デマンド型乗合タクシーを廃止ということで考えているところでございます。

今後も利便性が高く、財政的にも持続可能な公共交通網の構築を目指す内容でございまして、

以上でございまして、

○田谷文子委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

設楽委員。

○設楽健夫委員

委員長、進め方がおかしいじゃないですか。この議題は、デマンド型乗合タクシーについての議題

ですか、それとも、請願書の議題ですか。何か進め方がおかしいじゃないですか。請願の趣旨説明も紹介も何もなくて、それで執行部の意向の話をまず聞くと。これはどこでどういうふうに決まったんですか。おかしいじゃないですか。

○田谷文子委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前10時57分

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。

説明を求めます。

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

それでは、私のほうからご説明させていただきます。

通常の請願の審査の中でも、以前にも執行部からの再度の説明ということもございました。今回も執行部側からの説明の申し入れがありましたので、委員会に説明させていただいた内容でございます。

以上でございます。

○田谷文子委員長

それでは、執行部に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

設楽委員。

○設楽健夫委員

今もありましたように、そういう要請があったら、基本原則は執行部に要請するのが筋道だった。執行部にお尋ねしますけれども、執行部は今の説明を準備する前に請願書の内容について、事前に把握はしましたか。

○田谷文子委員長

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

請願書につきましては、議会の中で配られたもので把握をしてございます。

以上でございます。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

そうしますと、市民の3,000名以上の人の声が、請願として上がっていった。請願書の中にその請願理由が書かれていますね。疑問に思っていることも書かれていますね。このことについて、なぜ説明しないのですか。平成27年から大幅に変えたでしょう。

○田谷文子委員長

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

ただいま、これまでの経過につきましては、ご説明の中でさせていただきました。また、経費や対象者等につきましても、今回の資料の中でご説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

請願趣旨の中に、例えば請願趣旨の一番下から4行目のところに「これまで1回400円（65歳以上者等は200円）で乗車できたデマンド型乗合タクシーと比べ大幅に自己負担が増えること。」というふうに具体的に記載されています。こういうことに、なぜ丁寧に答えることができないのですか。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

デマンド型乗合タクシーの利用料金につきましては、1回400円を基本料金といたしております。65歳以上につきましては、200円でございますが、新たに10月から稼働いたしますタクシー利用料金助成事業を活用いただく。また、市街地循環のバス、土浦協同病院まで行くバス、さらには、霞ヶ浦広域バス等乗り継いで利用いただくということを考えているところでございます。

以上でございます。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

委員長、質問に答えるように言ってください。質問に答えていないですよ。大幅に自己負担がふえることに対して、今までの説明を繰り返し説明してどうするんですか。指示をお願いします。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

私どもで一度試算として計算したものがございます。資料を今出します。

牛渡郵便局から土浦協同病院へ行くということで、タクシーをお呼びいただいて、利用料金助成事業のチケットを使っていただくことで考えてございます。牛渡郵便局から大和田坂下に出ていただきますと、タクシーで1,900円ほどかかります。タクシー利用料金助成券を活用いただきまして、それを埋めていただくような形になろうかと思えます。なるべく乗り合っていていただくということであると、タクシーをお二人で乗っていただければ1,000円、1人2枚利用できます。また、相乗り券もございます。1枚500円をご活用いただきますと、タクシーの支払い料金の残金としましては、400円でございます。そこからバスを乗っていただきますと、大和田坂下から土浦協同病院まで360円でございます。タクシーの支払い料金は、お二人で400円でございますので、お一人分といたしますと200円でございます。牛渡郵便局から土浦協同病院までは、200円と360円を足して560円で移動できると、あくまでも私どもで試算した金額でございます。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

400円ということですから、往復で倍だと800円ですね。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

560 円です。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

いや、違います。タクシーの利用料金の増加が、今の説明だと、個人の支払いが 400 円になりますという説明がありましたね。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

大変申しわけありません。説明が不足していました。タクシーの利用料金としては 1,900 円でございます、タクシー助成券を使いますと、1,500 円の助成が利用できます。お二人で乗っていただきますと、タクシーの支払い料金残が 400 円でございます。400 円をお二人で割って、1 人当たりが 200 円になります。タクシー代が 200 円とバス代が 360 円で、片道 560 円で行ける内容でございます。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

これ、もっと具体的に言うと、タクシー料金が 3,000 円になった場合にはどうなりますか。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

3,000 円の距離まで出しておりませんが、高倉から土浦協同病院まで行く場合に、タクシーを利用した場合の試算をさせていただきますので、説明をさせていただきます。

高倉から石岡駅まで約 6 キロメートルでございます。そちらはタクシーの料金も含めて 2,700 円と試算が出てございます。こちらもお二人で活用いただきますれば、タクシー助成券 2 枚で 1,000 円、さらに相乗り券 2 枚で 1,000 円、合わせて 2,000 円になりますので、タクシーの支払い料金残が 700 円でございます。そちらをお二人で割っていただきますと、お一人当たり 350 円でございます。石岡駅から JR に乗っていただきまして、神立駅までが 240 円でございます。10 月から運航します千代田神立ラインはまだ金額は確定してございませんが、距離的に言いますと、既存路線のバス路線に合わせますと、大体 300 円ぐらいかと考えているところでございます。それらを合わせますと、890 円をお支払いいただきまして、高倉から土浦協同病院へ行くような試算でございます。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

これ、1 人で利用した場合には、どうなりますか。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

お一人で利用ということになりますと、タクシー助成券 1 枚になりますので、タクシー料金 2,700 円から 500 円を助成しまして、2,200 円でございます。JR と千代田神立ラインに合わせまして 540

円の計算でございますので、2,740 円になります。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

時間もありませんので、具体的に、今の話ですとタクシー料金が 2,200 円。デマンド型乗合タクシーだと 200 円、400 円ですね。請願をされた趣旨説明の中にも、大幅に負担がふえるという話が出ていましたね。とすると、やはり執行部のほうとしては、シミュレーションをもう少し詳しくとって、どういう事態になっていくのかということ把握して、そして具体的な政策、説明をしていくことが必要になると思う。

この点については、私は、地域公共交通会議の資料と今まで説明された資料しかわかりませんから、その中にはそういうものはなかった。話は具体的ですから、施策を打ち出す場合には、その辺の調査もちゃんとして、シミュレーションを捉えて、この地区はこうなる、この地区はこうなるということ具体的に示してやる必要があるのではないですか。

○田谷文子委員長

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

お答えいたします。

ただいま政策経営課長よりご説明申し上げました内容を例といたしまして、今後、導入していく前に丁寧にご説明をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

それでは、もっと具体的に、1 ページ、平成 27 年 4 月の中で、具体的に受け付け体制を変えたということ、1 サイクルの時間を 2 時間から 1 時間に変えたということが、地域公共交通会議ではたしか第 2 回、忘れちゃけれども、会議では報告されていたと思います。けれども、そういう重要なことがなぜ記載されていないのでしょうか。

○田谷文子委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 11 分

再 開 午前 11 時 19 分

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

1 ページの一番下でございますけれども、早朝便及び土曜日便を廃止ということでございます。その詳細についてなぜ記載しないのかということでございますが、特別な理由はございません。抜粋して掲載させていただいたものですから、このような表現になっているところでございます。

以上でございます。

○田谷文子委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

まず、料金の説明をするときに、執行部の皆さんは、タクシーにすると、おりの場所、行き先も限定されるのに、余計便利になるというような言い方をしておきながら、2人乗りをした場合は幾らになりますよということを言いますよね。余計不便になるじゃないですか。何で利用者が乗り合いの相手を探して乗る、それがシミュレーションの基礎になるのですか。考え方がおかしいと思うけれども、いかがですか。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

私どもで公共交通につきまして、今まででありますと、デマンド型乗合タクシーでの公共交通を利用させていただいて移動するというところでございました。けれども、デマンド型乗合タクシーだけではなくて、公共交通と捉えていますのは、タクシー、バス、鉄道、全ての交通網を使っただいて移動していただきたいということを考えてございます。また、それらを組み合わせることによって安価に移動することができるのではないかと考えております。その中で、タクシー利用料金助成事業につきましても、乗り合っただいて移動していただければ、最大限、助成事業のメリットを活用できるのではないかと計算をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○田谷文子委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

私が聞いたのは、タクシーが便利であると言いながら、利用者が2人乗りをしなくちゃならない、そういう料金シミュレーションはおかしいということを指摘しました。

それから、2時間で一回りできたものが、1時間で戻らなくちゃなくなっちゃって、乗れない人がふえたというのは、これまでも何回も指摘したと思います。この資料には、平日の日中便をふやして増便したと書いてありますけれども、この仕組みは、タクシーを千代田地区は1台、霞ヶ浦地区は2台を借り上げるような形で運行していると思います。実際に増便という表現は当たらないと思いますよ。1時間、例えば朝8時の便、9時の便、10時の便と増便をするのであれば、当然、台数がふえて利用者がふえるというのが増便だと思いますが、実際は増便ではなくて、2時間で回っていたものが1時間で回るように形を変えただけですよ。この増便という表現は当てはまらないと思います。それで、1時間に1回戻ってこなくちゃなくなっちゃったから、乗り合い率は下がるし、乗れない人がふえたと、そういうことだと思います。

それに対して解決策をとろうとしないのですか。

○田谷文子委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前11時23分

再 開 午前11時24分

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

1時間以内で移動するというので、利用の2時間枠だったものが、利用の利便性が落ちているということであると思います。そちらにつきまして、今は1時間枠で実際は予約をとっておりますけれども、1時間を超えている場合も現状ではあるようです。そちらにつきましては、1時間を超えるからとらないということではなくて、一部の便につきましては、1時間を超えても運行するような形で運用しているのが実情でございます。

○田谷文子委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

要するに、2時間で回ったものが1時間になって、弾力性が非常に落ちたということを言いました。

それからもう一つは、利用者の固定化ということで、100回以上利用する人が全体の53%とか、年度によって幾らか違いがあるのですが、そういうような形で、固定化ということが、何か悪いような例で数値が上がっています。けれども、例えば年100回使うという方は、往復で2枚使うわけですから50回ですよ。50回使うということは、週1回利用者ということですよ。こういう人をふやさなくちゃいけないと思うんですね。それが、こういう人がふえたからやめるという考え方がおかしいと思いますよ。

それから、早朝の便をなくした理由に、通勤通学で使っている人がいるからという説明を前、受けましたけれども、それだけそこに利用の需要があると、困っている人がいるということだと思います。何かこの利用者がふえることを廃止の理由にしているのが非常におかしいと思いますが、利用者がそれだけ多い、要望が多いということは、もっと積極的に制度を拡充して利用者をふやす努力をするべきだと思いますが、どういう努力をされてきたのですか。

○田谷文子委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前11時26分

再 開 午前11時27分

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

ただいまご質問がありましたように、抜本的な改革ということでありましたら、タクシー3台を4台にするようなお話もあるかと思います。そのようなことも考えさせていただいて、利用者の拡大をしようということも考えてはございましたけれども、1年当たりの経費に対する収入が、3ページにもありますように、経費のほうが超過しているような現状でございます。でありますので、台数をふやせばふやすほど経費が超過していつてしまう現状もございまして、なかなか抜本的に変えるということが難しいような状況になってきたところでございます。

地域公共交通会議の中で、実利用者という人数も報告をさせていただいてございます。平成28年に

つきましては、258 人の実利用者でございました。直近の平成 30 年度につきましては 232 人で、実利用者が少ないというのも事実でございます。経費がかかってしまうことと、実利用者が少ないことを鑑みまして、台数をふやすというような結論には至らなかったという理由でございます。

本会議につきまして、それにかわるものとしたしまして、繰り返しになりますけれども、公共交通の再構築ということで、先ほど説明をさせていただきましたように、バスの運行とタクシーの運行と併用して、また、鉄道の運行を併用して持続可能な交通体系を構築するというような結論に至っているわけでございます。

以上でございます。

○田谷文子委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

実利用者が減っているのは、先ほど言ったように、運用の仕方を改悪したからですね。そこを改善する努力を怠ったからこういう結果になったと私は思っています。返答は結構です。

○田谷文子委員長

ほかに、ございませんか。

古橋委員。

○古橋智樹委員

デマンド型乗合タクシーが今回の議題の中心でありますので、そのことの申し込みの公平性をいま一度、執行部のほうにご教示いただきたいです。利用登録があれば、事前予約ってできるのですか。原則は当日申し込みであると思うけれども、その固定化しているという言葉は、うまく予約がとれているということかと思うけれども、そのあたりの現状をちょっと教えていただけますか。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

予約の仕方でございますけれども、今、委員からご質問がありましたように、事前登録が大前提でございます。予約につきましては、3 営業日前、3 日前でございます。土日が入りますと、その分、プラスになりますけれども、3 営業日前から受け付けをすることが可能となっております。1 時間前までの間に予約していただく内容になります。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

先ほどほかの委員から、窓口が変わっているということがありますが、その事前予約の受け付けは、朝何時から夜の何時まで可能ですか。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

失礼いたしました。午前 8 時半から午前 12 時まで、午後 1 時から午後 5 時まで予約を受け付けてございます。

○田谷文子委員長

ほかにもございますか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今、宮嶋委員が言ったように、平成27年を契機にして、かなりいろいろ縮小をしてしまった。霞ヶ浦地区と千代田地区の相互乗り入れができなくなった。そういう意味で、かなり不便になった。あと窓口も、タクシー会社のほうから、今、千代田庁舎の中にありますね。そこで非常に予約がとりにくくなった。これはちゃんと石井さんのほうで、予約がとりにくくなったという声があったということを行っているでしょうよ。それをどんどん、その話をすればするほど、平成27年のこの変更が大きく市民の利用を減らしているという実態が見えてきたのではないですか。そう思いませんか。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

平成27年に、同年利用者数に比べまして、前年度と比較しましても減少というのは事実でございます。それまで、先ほど説明させていただきましたが、運行経費がやはりかかっていたということで、その分で、平成27年につきましては、運行経費については3分の2ほどに落ちているような状況でございます。であります。収入につきましても、その分が減ったような形でございまして、運行時間が原因ではないかと考えているところです。

○田谷文子委員長

佐藤委員

○佐藤文雄委員

質問に答えていないじゃないか。いろいろなところで利用しにくくしてしまった結果、減ったのではないですかと言ったんです。それに答えていないですよ。そういう認識がないんだよ。だから問題なんだ。

それと、設楽委員がシミュレーションの話をしました。でも、これは前提ですよ。まず、いろいろな形でのシミュレーションをやった上で進め、議論をしていくというのが筋だと思うんです。

その中で一番問題なのは、デマンドタクシーというのは何だと。それは乗合タクシーというのはドアツードアですよ。わかりますか。それをね、タクシーで高倉から石岡駅に行って、JRに乗って神神立駅に行ってからまた今度は千代田神立ライン、どれだけ何回乗りかえるのですか。高齢者ですよ。それでなくたって、大塚団地の人とそのバス停まで行くのだって大変だと言っているわけでしょう。

つまり、乗合タクシーという、ドアからドア、ドアツードアが核心部分ですよ。このドアツードアがなくなったら、どんな公共交通システムだってどんどん利用しにくくなりますよ。乗合タクシーのことについての認識はどうですか。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

認識と問われましても難しいですが、制度的には、事前予約をして、自宅へ迎えに行ってください、この乗降場所へ移動していくというようなタクシーであると認識してございます。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それで、やっぱりドアツードアだということが、一番の利便性があるということですね。というこ

とは認識している。

それと、その財政のことについて言いますと、でも、やっぱり多くの人たちがどう利用できるようにするかというのがポイントですね。財政的なものについては、今 500 円、乗り合いのタクシー利用料金助成券云々かんぬん言っていますが、このことについてどのぐらい財政的に費用をかけようとしていますか。年間幾らになりますか。

○田谷文子委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 37 分

再 開 午前 11 時 37 分

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

ことしの分につきましては、半年分ということがございますけれども、年間ベースで考えますれば、約 2000 万円程度の金額を経費として見込んでいるところでございます。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

年間 2000 万円ですか。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

年間 2000 万円程度ではないかということで考えております。ことし半年間ありますので、その半年間の利用状況を見て、今の状況でございますけれども、また来年の予想でございます。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それでは、いわゆる千代田神立ライン、新規バス路線は幾らですか。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

こちらで計算していますのは、運行経費といたしまして 1000 万円を予定してございます。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

千代田神立ライン 1000 万円は、年間ですか。今年度の予算ですか。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

こちらは年間でございます。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ということは、総額 3000 万円はどうですか。デマンド型乗合タクシーの問題と比べたらどうですかね。大して変わらないじゃないですか。

それと加えて、千代田神立ラインは、やっぱり停留所まで行かなきゃいけないですよ。停留所の管理をどうするかという問題もありますよね。その他のいろいろな経費がかかってきますよ。停留所をそのままぼんと置いているだけではだめですよ。雨風を避けなきゃいけないということにもなるでしょう。これにつけ加える諸経費、管理運営費がかかるということですよ。それは試算していますか。停留所を何カ所にするか、その停留所はどういう構造にするか決まっていますか。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

停留所につきましては、今協議をしているところでございます。そちらの経費、運行中における必要経費とするものは、200 万円程度と考えているところでございます。

○田谷文子委員長

それでは、本請願の取り扱いにつきまして、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

（請願の取り扱いについて発言する者あり）

○田谷文子委員長

本請願に対して、ご意見がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

古橋委員。

○古橋智樹委員

お時間をいただきまして、趣旨採択として発言をさせていただきたいと思っております。

高齢化社会における運転免許の返納や、かすみがうら市の地理的状況、積極的な観光事業など将来的予測をすれば、地域公共交通事業の展開は、猶予を持たせた配慮が必要であると考えられることから、このたびの請願の願意、趣旨は十分理解できるものでございます。

しかしながら、デマンドタクシーの現状維持を求めることは、事業の継続年数をさらに重ねるほど、格安な利用負担から、公共事業として不公平性を強める懸念を含んでおります。

よって、このたび請願署名をされた、かすみがうら市行政へ理解の深い 3,000 人の皆様方の敬意に、心から私も敬意をあらわす次第でございます。

次の 2 点を、初めに坪井市長に、市民の要望をさらに精査と検討されることを求め、本請願を趣旨採択とすることを提案申し上げます。

1 点目は、デマンドタクシーの固定客があるのであれば、福祉事業としての意味合いがあっても、まずは 2 分の 1 や 4 分の 3 などの公平な公金補助率を求め、残りの負担を、高齢化社会における当市の事業実態や予測値とこれまでの利用実績で割り返し、必要に応じて特別の補填を明確にし、定期的見直しを定め、事業の存続を皆に諮ること。

2 点目は、デマンドタクシーの新規利用が実際には限定的とのことから、ドアツードアの需要に応

じた供給の安定化を図るために、神立駅周辺を共有する土浦市の地域公共交通との連携など、オペレートや車両台数など供給側の採算性等の配慮も検討し、委託ではなく指定管理者として、適正価格の実現と事業の持続性を検討すること。

以上、2点を加えて提案申し上げる次第でございます。

ご清聴ありがとうございました。委員諸侯のご理解をよろしくお願い申し上げます。

○田谷文子委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

趣旨採択というのは、願意は理解できるけれども実現が困難な場合に選択されるものであって、まずその乱用は避けるべきだと思います。しかも、実現不可能だというと、今現在運行しているものだから、実現不可能でも何でもないですね。ですから、趣旨採択という内容は全くそぐいません。

それで、この請願の事項にもありますように、何が何でも今のままやってくれという話は、請願者はしておりません。制度をしっかりと残しながら、より高齢化社会に対応した内容に変えていってほしいというのが願意でありますので、議会としては、市民の声を代表する立場として正規に採択をすべきだと思います。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

これは採択すべきだと思いますが、今、古橋委員がかなりいろいろとおっしゃいましたので、もしそれがよければ、附帯決議にすればいいんじゃないですか。どうですか。まず採択をして、その市長に対するいろんな提案について附帯決議という方法もあり、検討できますか。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

検討します。

○田谷文子委員長

ほかに、ご意見はございませんか。

ただいま本請願については、趣旨採択するとのことがありました。

矢口委員。

○矢口龍人委員

私は、この問題は相当大きな問題でありまして、3,000人からの署名と請願者の方もおいででございますので、もう少し時間をかけて審議したらどうかと思います。次回の議会までにまた継続審査ということで、私は、慎重なるご審議をしていただきたいと思います。

○田谷文子委員長

ただいま、矢口委員から継続審議ということで、19日、最終まで検討したいという旨の発言がございました。その件に対して…。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前11時48分

再 開 午前11時49分

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。

ただいま、継続審査というご発言がございました。継続審査を求める意見と趣旨採択を求める意見がありますので、まず、継続審査についてお諮りいたします。

請願第2号を継続審査とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○田谷文子委員長

起立少数であります。

よって、請願第2号は、継続審査としないことに決定いたしました。

ただいま、本請願について、趣旨採択とのご意見がありました。

これより、趣旨採択することに対する討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

討論を終結いたします。

これより、請願第2号を採決いたします。

請願第2号を趣旨採択とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

異議がありますので、起立により、採決いたします。

請願第2号を趣旨採択とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○田谷文子委員長

起立少数であります。

よって、請願第2号は、趣旨採択しないことに決定しました。

趣旨採択が否決でありますので、再度、本請願の取り扱いについて、ご意見がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

設楽委員。

○設楽健夫委員

3,000名を超える市民の方、それも高齢者の方の切実な願いでもあります。先ほど古橋議員からも、事業の存続に福祉タクシーとの連携の問題の話もありました。これは、請願者の方の、今後存続して議論をしていってください、いいものをつくってくださいという願いとも一致すると思います。やはり3,000名を超える市民の方々の声を、議会はこの請願をしっかり受けとめていくことが必要だと思います。

したがいまして、正式に請願を採択することを提案いたします。

○田谷文子委員長

ほかに、ございませんか。

久松委員。

○久松公生委員

デマンド型乗合タクシーの存続と制度拡充を求める請願書に対しましては、私としましては、不採択としての意見として述べさせていただきます。

デマンド型乗合タクシーは、平成22年12月より運行を開始し、幾度か制度改正を経て現在に至っておりますが、普通利用者が固定化されている、なかなか予約がとれないことに加えまして、年間2000万円以上の経費超過状態となっており、公平性、そして費用対効果の面からも、これは既に公共のサービスとは言いづらい状況となっていると思われまます。

それと、市地域公共交通会議では、市内の公共交通を将来にわたり維持していくことの重要性に鑑み、現在の乗合タクシーは廃止をし、タクシー利用料金助成事業を導入するとしています。さらに、千代田神立ラインを新たに運行し、現行の霞ヶ浦広域バスと連携して、タクシーを利用しながら、バス、電車等の公共交通を乗り継いでいただいて目的地を目指していただくという、公共交通と共存するシステムに転換をしようというものです。そして、タクシー利用助成券は、1,100円程度の配布を見込みとしていると思われまます。現在より、公平性の上からも、さらに多くの市民に利用していただくことが可能となります。本年10月1日からスタートすることですが、実施状況を見ながら随時見直しを実施していくことも可能かと思ひます。将来的により使い勝手のよいサービスになる期待が持てるものであり、高く評価するところです。

これらのことから、私としては、デマンド型乗合タクシーの存続と制度拡充を求める請願書に対して、不採択との意見を述べさせていただきます。

議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○田谷文子委員長

ほかに討論は、ございませんか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

まず、今までの議論の中で、固定化に対してさまざまな議論がありました。その内容は、今の発言の中でもう少しやはり吟味をしていただきたいと思います。

あと、なぜデマンド型乗合タクシーの存続を求めているのかということも説明がありました。その議論をやっぴりかみ合わせていくということが必要だと思ひます。

また、経費の問題についても先ほどありましたけれども、本年度のデマンド型乗合タクシーの予算はたしか2300万円弱だったと思ひます。そういう意味では、この乗合タクシー券との具体的な経費の問題についても、もう少し検討していく必要があると思ひます。

そういう意味では、このデマンド型乗合タクシーを維持、存続しながら、改善策を何か考えてくれるというのが、この請願の内容ですね。デマンド型乗合タクシーを存続すること、霞ヶ浦地区と千代田地区の地区外を外し、市内を一体的に稼働することを検討してくれと。1回の乗車の運賃を余り高くしないでくれと。あとは、稼働時間の幅を先ほどの1時間、2時間、受け付けの体制を検討していく必要があるという議論がありましたけれども、そういう議論をやっぴりかみ合わせていくことが今必要になってきていると思ひます。

そういう意味では、この書面については、この趣旨に従って採択をしていくことが必要であると思ひます。その意味で賛成します。

○田谷文子委員長

これで、討論を終結いたします。

これより、請願第2号を採決いたします。

異議がありますので、起立により、採決します。

請願第2号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○田谷文子委員長

起立少数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

これより、昼食休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、再開は、午後1時30分からとします。よろしく申し上げます。

休 憩 午後 0時00分

再 開 午後 1時28分

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。

本日、市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと存じます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

委員の皆様方におかれましては、引き続きまして第2回定例会議案審査特別委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

過日、本会議から付託をされました案件につきまして、慎重に審査をいただきまして可決賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○田谷文子委員長

ありがとうございました。

ここで、執行部に申し上げます。

議案審査の順序につきましては、お手元の審査予定表に基づき審査することといたします。

また、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、簡潔な説明並びに簡明な答弁をお願い申し上げます。

初めに、議案第37号 かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

市民部長 山内美則君。

○市民部長（山内美則君）

それでは、議案第37号につきましては、議案集17ページでございます。議案概要書は12ページでございます。補足説明につきましては、特にございません。よろしく申し上げます。

○田谷文子委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 43 号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、市民部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

本案につきましては、本日、審査予定の保健福祉部子ども家庭課の質疑が終わった後に、討論並びに採決をいたします。

それでは、市民部から特に補足説明等はありませんか。

市民部長 山内美則君。

○市民部長（山内美則君）

議案第 43 号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、市民部所管の歳入歳出予算につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、市民協働課所管分を中泉課長のほうから説明いたします。

○田谷文子委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願い申し上げます。

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

それでは、市民協働課の担当する一般会計補正予算の説明をさせていただきます。

まずは、歳入のほうになります。議案集 33 ページ一番下のところになります。

21 款、5 項、7 目雑入の自治総合センターコミュニティ助成金 240 万円となります。

歳出のほうは、議案集 34 ページの 2 段目、2 款、1 項、10 目自治振興費、03 自治振興事業（政策）の中の 19 節自治総合センターコミュニティ助成金 240 万円でございます。これは、財団法人自治総合センターによる宝くじの社会貢献広報事業として、活力ある地域づくりを目指して、地域が自主的に取り組むコミュニティ活動に必要な備品などに対して助成を行うものでございます。今年度は、逆西

5区の太鼓などお祭り用備品の助成を行います。同事業につきましては、毎年10月ごろ申請し、3月末に採択というスケジュールになっていることから、6月補正をさせていただくものでございます。

説明は、以上でございます。

○田谷文子委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、市民協働課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

逆西5区の太鼓等、お祭りの備品だということですが、この240万円は全額に当たりますか。

○田谷文子委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

補助対象経費が247万6320円でございますけれども、補助金が10万円単位ということで、240万円となっております。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いや、だから247万円で240万円では、満額ですかという質問です。ですから、ほぼ満額ということですか。

○田谷文子委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

満額ではなく、247万6320円なので、そのうちの240万円ということになります。

○田谷文子委員長

ほかに、ございませんか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

この祭礼備品、自治総合コミュニティセンター助成金というのは、例えば助成の制限とか、どういう状況になったときに助成金が該当するのかについて、ちょっと教えていただけますか。

○田谷文子委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指し、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業に助成を行うということになっております。

○田谷文子委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

市民協働課に対する質疑を終結いたします。

それでは、続いて、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

国保年金課長 大久保 勉君。

○国保年金課長（大久保 勉君）

それでは、議案概要書 19 ページをごらんください。

このうち、イ、民生費の事業費、1 段目の内容となります。議案第 43 号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）中、歳出、民生費のうち、国民健康保険特別会計繰出事業、繰出金 54 万円を計上いたしました。これは、国民健康保険特別会計へ繰り出すものでございます。

説明は、以上です。

○田谷文子委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

国民健康保険特別会計の補正予算のときに、そちらのほうで質問したほうがいいですか。

○田谷文子委員長

国保年金課長 大久保 勉君。

○国保年金課長（大久保 勉君）

詳細につきましては、議案第 44 号でご説明させていただきます。

以上です。

○田谷文子委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

国保年金課に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第 44 号 令和元年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

市民部長 山内美則君。

○市民部長（山内美則君）

議案第 44 号 令和元年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、国保年金課長からご説明いたします。

○田谷文子委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

国保年金課長 大久保 勉君。

○国保年金課長（大久保 勉君）

それでは、議案概要書 20 ページをお開きください。

議案第 44 号 令和元年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

議案第 43 号の一般会計補正予算で計上いたしました繰出金 54 万円を繰り入れまして、繰入金 54 万円を歳入で計上してございます。

歳出では、同額でございますが、総務費の一般管理事業に 54 万円を計上してございます。これは、国民健康保険税の電算システムの改修委託に要する経費となります。国民健康保険税におけます旧被扶養者の減免取り扱いの改正に伴いまして、電算システムの改修が必要となったため、改修に要する委託料を計上するものでございます。

説明は、以上です。

○田谷文子委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

電算システムを改修するのに、54 万円追加になったと。6 月の定例議会になった理由は、何でしょうか。

その被扶養者の改定だというのですが、それについてもついでにお答えいただけますか。

○田谷文子委員長

国保年金課長 大久保 勉君。

○国保年金課長（大久保 勉君）

今回計上しました時期でございますけれども、本来であれば当初予算に計上すべきものではございますけれども、国のほうから示された時期ですとか明確な金額の確定時期がずれ込みまして、当初の計上に間に合いませんでしたので、今回の補正予算となったものでございます。

旧被扶養者の件についてご説明を申し上げます。

社会保険の加入者で 75 歳に到達いたしますと、社会保険の資格が喪失になります。そうなりますと、後期高齢者医療保険に加入することとなります。仮にこの方に 75 歳未満の被扶養者がいた場合、この被扶養者の社会保険の資格も喪失することとなります。このため、この方は国民健康保険に加入することとなります。これを旧被扶養者として定義してございます。これまで旧被扶養者の国民健康保険税の応益割につきまして、当分の間、2 分の 1 に軽減するとしていたものを、今年度からこれを 2 年間に限定するというような改正をしてございます。

本来、この旧被扶養者の軽減は、国民健康保険の資格取得の属する月以降 2 年間として実施することとしていたところですが、後期高齢者医療の保険料の軽減が当分の間、継続されることに伴いまして、国民健康保険におきましても、同様の軽減を当分の間、継続するとされていたところでございます。

後期高齢者医療保険料につきましては、制度の持続性を高めるため、世代間、世代内の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、今年度から応益割の軽減措置を資格取得以降 2 年間ということで見直しがされたところでございます。このことから、国民健康保険におきましても、同様の見直しを行うとしたものでございます。

説明は、以上です。

○田谷文子委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

当分の間と言って、2年間に限定というのがよくわからないのですが、そこら辺の関係を教えてください。

○田谷文子委員長

国保年金課長 大久保 勉君。

○国保年金課長（大久保 勉君）

この言い回しでございますけれども、いわゆる当初は2年間としていたもの、それが後期高齢者医療保険と足並みをそろえるために同じような措置をとるということでしたので、期限がいつまでというようなものがなかったものですから、こういった多少曖昧な表現になったのではないかと推察されます。

以上です。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

当面は2年間となっていたということですか。足並みをそろえるために当分の間と。結果的には、応益割については2年間で調整するということですね。どうですか。

○田谷文子委員長

国保年金課長 大久保 勉君。

○国保年金課長（大久保 勉君）

ご指摘のとおりです。

○田谷文子委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、議案第40号 かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

都市産業部から特に補足説明等はありませんか。

都市産業部長 鈴木芳明君。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

議案第 40 号 かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案概要書 15 ページ、議案集 22 ページとなります。

特に補足説明等についてはございません。よろしく願いいたします。

○田谷文子委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

簡単にいうと、農村環境改善センターの利用が余り伸びていないので、そういう費用負担を軽減して利便性を図って、できる限りこの農村環境改善センターに活用してもらおうということですね。どうですか。

○田谷文子委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

委員のおっしゃるとおりでございます。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

金額の変更が全くないということによろしいでしょうか。

○田谷文子委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

この後ですが、消費税増税に伴います金額の改正はございます。

○田谷文子委員長

ほかに、ございませんか。

矢口委員。

○矢口龍人委員

この農村環境改善センターの利用料という関係を見直すということでしょうけれども、施設自体の改修工事が以前あったと思います。どういう状況なのか、教えていただけますか。

○田谷文子委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

昨年度ですが、設計に関する委託費用を予算計上させていただいたのですが、その辺が指定管理制度を導入するに当たって、そういう方の声を聞きながら改修を行ったほうがいいのかということ。昨年度は一度予算を削減させていただいて、ただ、施設自体が既に 30 年以上経過しております、設備でありますとか、その辺の改修も今後検討していきたいと思っています。

○田谷文子委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

そうしますと、検討しているということですがけれども、今回の議案の中では、要するに改修に伴っての料金の変更といったことではなくて、今ある現有施設に対することということですか。

○田谷文子委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

そのとおりでございます。

○田谷文子委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

都市産業部から特に補足説明等はございませんか。

都市産業部長 鈴木芳明君。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

議案第41号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議案概要書16ページ、議案集24ページとなります。

特に補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○田谷文子委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いろいろ趣旨にはあるけど、なぜ今、条例改定に至ったのかがよくわからないけれども、なぜ今なのでしょうか。

○田谷文子委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

交流センターですが、現在、指定管理者制度を導入して運営をしています。昨年度まで指定管理をしています未来づくりカンパニーから市へ使用料をいただいていた関係がございます。それを市が未来づくりカンパニーへ指定管理料を払ったものを今度、未来づくりカンパニーから市へ納付をしていただいていたのですが、今回、指定管理者の延長になりまして、その部分を削除しまして、実際に使用料はいただかないで、この分は割愛をさせていただくということで、ここの文面を削るということでございます。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

何かよくわからないね。未来づくりカンパニーから、何か市に要請があったみたいに聞こえたのですが、未来づくりカンパニーとしては、現在も指定管理者になっているわけでしょう。違いますか。未来づくりカンパニーは、逆に指定管理者ではなくて、市、筑波銀行が出資して、未来づくりカンパニー、ステッチが1000万円で運営するとなっていますよね。それを運営する上で、月額、直売所が3万6,000円、食堂が4万2,000円とよくわからないので、もうちょっと丁寧に教えてください。

○田谷文子委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

先ほど申し上げましたように、未来づくりカンパニーに指定管理者制度を導入して、施設の運営を実施していますので、指定管理者の未来づくりカンパニーが直売所とマルシェを第三者に貸すことが想定しづらいため、今回この使用料の部分を削除させていただくということでございます。

○田谷文子委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

そうしますと、現在条例化されている直売所の3万6,000円と食堂の4万2,000円というのは、今までに該当したことがないということですか。

○田谷文子委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

3月までは、未来づくりカンパニーから市へこの直売所の3万6,000円と食堂の4万2,000円を払っていただいていたのですが、その料金というのは、市が未来づくりカンパニーへ指定管理料として払ったものを市へ返してもらうような形ですが、4月以降の指定管理者制度の契約の際において、その部分は払っていただかないということにして、当然その分の指定管理料も減額になっています。そのやりとりがちょっと面倒くさかった部分というか、行って帰ってくるような形の分を削除させていただいたということです。

○田谷文子委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

そうしますと、ステッチが指定管理者になっているから、直売所とか食堂を第三者に貸すことがないと。だからもともとあったけれども、必要ない条例なので、削除するということですね。

○田谷文子委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

貸すことも今後は想定されないなので、その部分を削るということでございます。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

だから、もう指定管理者になっているので、指定管理者が第三者にこの直売所と食堂を貸すことはないだろうということで削ったと。簡単にいうと、これだけですよね。

○田谷文子委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

そのとおりです。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

後戻りで申しわけないですが、月額3万6,000円と月額4万2,000円の積算根拠は、前からあったとおりですね。

○田谷文子委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

交流センターができた際に、建築費とか面積割で計算したと聞いています。

○田谷文子委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、議案第43号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）のうち、教育委員会所

管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

教育委員会から特に補足説明等はございませんか。

教育部長 田崎守一君。

○教育部長（田崎守一君）

それでは、議案第43号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）のうち、教育委員会所管分につきましてご説明させていただきます。

議案概要書は18ページです。議案集は35ページになります。

詳細につきましては、担当の仲澤課長よりご説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○田谷文子委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

それでは、一般会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

議案集34ページ、35ページになります。

10款、4項、2目、08千代田公民館管理事業で、当初予算7801万3,000円に167万4,000円を加えまして、総額7968万7,000円とするものでございます。

増額の理由につきましては、建築基準法の一部改正に伴いまして、防火扉や防火シャッター等の防火設備の点検報告が義務づけされました。これに伴いまして、平成31年3月に千代田公民館設備について当該の検査を行いました。その結果、館内2カ所の階段の1階、2階部分の開口部、合計4カ所につきまして、感知器の防火シャッターがついてございますが、これに危害防止装置、いわゆる挟み込み防止装置が未設置であったという点が指摘されてございます。もう一箇所につきましては、手動開閉装置の不具合、ブレーキの滑り等がございまして、突然落下の危険があるという指摘がございました。

つきましては、有事の際の危険に備えるため、緊急を要することから、当該設備4カ所の設備の工事費及び手動開閉器の交換、修繕を行うものでございます。

以上でございます。

○田谷文子委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、生涯学習課に関する質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今、平成31年3月に検査があったと言いましたが、この検査はどこがやったのですか。

○田谷文子委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

検査を行いましたのは、株式会社つくば電気通信でございます。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

つくば電気通信ですか。こういう民間業者が検査機関ということですか。公の機関が検査するわけではないのですか。

○田谷文子委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

検査に関しましては、民間のある程度経験というか、そういう点検の資格を有している業者が該当となって検査をするものです。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

資格がある、資格はどのような資格があるのか。資格があるということは、つまり、大もとは総務省の総務関係というか防災関係のほうの資格を持っているということでしょうか。全国的にこういう公民館等の点検、危害防止装置の点検を全国的にどこの自治体でもそういうことは多いのでしょうか。

○田谷文子委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

有資格ということで、資格要件といたしましては、1級建築士または2級建築士もしくは防火設備検査員という資格を有しているということが検査条件となるようでございます。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

大もとは総務省ですか。だって、公の機関ではなくて民間業者に委託というのは、やはり公の機関があって、その資格を受けてやれることだから、大もとは総務省ではないですかと聞いたんです。

そして、全国的には、県内でもいいですが、全国的にこういうことが実態としてやられているのですかと聞いたんです。

○田谷文子委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

今回の点検に関しましては、総務省ではなく国土交通省だと思われまして。というのは、通知というのが発出されまして、平成30年6月に茨城県県南県民センター建築指導課長からの発出の通知によりまして、今回の令和元年5月までに報告するという通知が来て、検査を行った経緯がございます。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

公民館に限らないことで、今さらながらそういうことが発見、指摘されたということで、ほかの学校とか公共施設は大丈夫なのかと心配してしまうのですが、教育委員会がかかわるところでは、ほかはもうクリアしている要件でしょうか。

○田谷文子委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

佐藤委員のご質問で、まず、全国的にこれは行われているものでございます。

そして、古橋委員のご指摘でございますが、市内の各施設、該当施設がございまして、ある程度大規模な施設ということで、学校等であったり、その他の施設を調査した結果、該当する施設はなかったという状況でございます。

○田谷文子委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

生涯学習課に対する質疑を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、議案第 35 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当から特に補足説明等はございませんか。

参事 木村俊夫君。

○参事（木村俊夫君）

それでは、議案第 35 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましてですが、議案集では 8 ページ、議案概要書では 5 ページとなります。

特に補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○田谷文子委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

これ、どういうふうに質問すればいいのかなと思ったんですが、議案第 35 号は、行財政改革・公共施設等マネジメント推進室ですよね。今回この改定に当たって、改定に関係するものはあるのですか。ちょっとこれ、今からそれぞれ各部署でこれについて説明するのですか。全部一括ですか。それでは、実際に今回の改正でどれだけの増収を見込んでいるのか。消費税であってもどのくらいの金額になるのか。介護長寿課とか観光商工課とか生涯学習課とかスポーツ振興課でありますね。いかがですか。

○田谷文子委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

ただいまの点ですけれども、申しわけございませんが、そちらの全体的な試算というのは行ってございません。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

でも、これ無料だったり、トレーニング使用料で 510 円が 520 円になったり、いろいろあるでしょう。改定がないのはいいですが、改定がありますよね。農村環境改善センターもそうですが、これ全く試算していないのですか。

○田谷文子委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

私どものほうでの取りまとめは行ってございません。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

取りまとめを行わなかったら、それぞれの所管でちゃんと積算していますか。

○田谷文子委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時09分

再 開 午後 2時10分

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

申しわけございません。繰り返しになりますけれども、こちらで取りまとめは行ってございません。予算のほうも、今回歳入補正といったことも行っていませんので、今回の計算は行いませんでした。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

そちらが行わなくても、一体どのくらいの増になるかを各所管課で出すべきではないかと言っているんですよ。行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当でやらなくても、それぞれは大体、年度、このくらい入るわけでしょう、例えば入館、利用者が何人といったら、大体わかるじゃないですか。それを、そちらで出さないと言っているのではないよ。まとめていないから。各課でどうですかと質問しているんです。だから、別に豊崎企画監が答えなくていいですよ。各課も同じようにやっていませんでしたら、やっていませんでいいです。

○田谷文子委員長

参事 木村俊夫君。

○参事（木村俊夫君）

大変申しわけございません。各課のほうに依頼していませんので、取りまとめはしてございません。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

取りまとめをしていないのは、わかっています。介護長寿課とか観光商工課とか、各課でやっているか聞いてみて、それぞれ言っていただきたい。

○田谷文子委員長

それでは、各課から説明を求めてよろしいですか。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時11分

再 開 午後 2時13分

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。

参事 木村俊夫君。

○参事（木村俊夫君）

一部取りまとめをしている課がございます。こちらのほうは、改めて取りまとめをさせていただきたいと思います。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それでは、やっているところだけ教えてください。やっていないところは別にいいよ。やっていないんだから。だって、今から取りまとめるなんて、これ、議案審議だよ、審議しているのだから。どのくらい利用者が今度は負担になるのかなと。一人一人の負担ではなくて、総額的にどのくらい負担になるかというのが私の質問です。それはある程度、市民にも知らせたほうがいいという立場で聞いています。

○田谷文子委員長

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

それでは、検査管財課の所管する部分といたしまして、行政財産の使用料、徴収条例の改正がございますが、この部分につきましては、庁舎等に置いてある自動販売機、建物使用料の部分について10月1日から消費税の改正、見直しを行った場合の試算としましては、千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎合わせまして約2,477円の収入があると見込んでおります。

○田谷文子委員長

ほかの課は、ございませんか。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

私のほうから、議案概要書の6ページになります。介護長寿課所管の中で福祉館の設置関係です。あじさい館になります。

まず、トレーニング室使用料ですが、市外の方510円が520円で10円増ということで、市外から100人の年間利用者を見込んでおまして、半年間で500円の収入増を見込んでおります。

もう一つその下になります。浴室使用料も一番下の段になりますが、市外の方が510円から520円で10円の増ということで、半年間で900人、年間1,800人を見込んでおります。年間1,800人の市外者利用の半年分ということで、9,000円の増額を見込んでおります。

以上です。

○田谷文子委員長

ほかの課は、ございませんか。

参事 木村俊夫君。

○参事（木村俊夫君）

以上となります。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それでは、スポーツ振興課とか観光商工課とか生涯学習課が大体見込みをしているわけだから、簡単に数字は出せますよ。今言ったように、あじさい館は10円で100人ぐらいだといって500円でしょう。掛け算だから、そういうふうに簡単にできますよ。そうすると、消費税増税によって全体がどのくらいになるのか、今回の改定でどのくらいの金額になるのかはわかりますよ。そのぐらいはやるべきではないですか。

○田谷文子委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

後ほどそういった取りまとめをさせていただきたいと思います。

○田谷文子委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

基本的に、私は10月からの消費税増税は今やるべきでないと。ですから、総額的にも、今ちょっと金額を述べましたよね。5,000円だとか900円だとか。全部飲み込めますよ。これぐらいの住民サービスは必要だと私は思います。ですから、反対です。

○田谷文子委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

本案は、異議がございしますので、起立によって、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君に起立を求めます。

[賛成者起立]

○田谷文子委員長

起立多数であります。

よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、議案第42号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

消防本部から特に補足説明等はございませんか。

消防長 雨貝 忠君。

○消防長（雨貝 忠君）

議案第 42 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明させていただきます。

議案集 25 ページ、議案概要書 17 ページになります。

追加説明等は特にございませぬ。よろしくお願ひいたします。

○田谷文子委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

(2) のアのイですけれども、特定小規模施設用自動火災報知設備、特定云々かんぬんと書いてありますが、もうちょっとわかりやすく説明していただけますか。ちょっとわかりにくいです。

○田谷文子委員長

予防課長 知久 薫君。

○予防課長（知久 薫君）

それでは、ご説明させていただきます。

特定小規模施設について、消防法施行令の別表がありまして、別表のカラオケボックスとか、5 項にも旅館、ホテル、宿泊所等、また、6 項ロについて養護老人ホーム、救護施設、乳児等の施設……

[「何ページ」と呼ぶ者あり]

○予防課長（知久 薫君）

法令のほうですので、資料にはございません。失礼いたしました。

(追加説明について発言する者あり)

○田谷文子委員長

予防課長 知久 薫君。

○予防課長（知久 薫君）

資料がございませんので、簡単にご説明いたします。

特定小規模設備というのは、施設が社会福祉施設という形のもので、カラオケボックスとか、そういう不特定多数の者が出入りするものについて消防法の改正がありました。これに伴いまして、小規模というのは、この特定の対象物であって、延べ床面積が 300 平方メートル未満の対象物において特定小規模の自動火災報知設備が設置義務になりまして、これにおいて、住宅における住宅用火災警報器が義務になっておるわけですけれども、この小規模の自動火災報知設備をつけることによって、免除されるという意味合いです。

以上です。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

もうちょっときちっとした資料に基づいて特定小規模施設とか火災報知設備とか、今言いましたよね。社会福祉法人とカラオケボックスが出てきたわけですよ。それからまた 300 平方メートル未満において、家庭というか一般の私たちが住んでいる住居の火災報知機を設置すれば問題はないというようなことをおっしゃいましたよね。そこら辺がよく私のほうは整理できないですよ。簡単にいうと、

どういう施設が特定小規模なのか、その設備がどういう設備なのか。今、私たちが自宅に設置している火災報知機を設置すれば問題ないみたいなことを言っているのです、そこら辺をちょっと丁寧に説明していただかないとよくわからない。ちょっと整理して、もう一回教えていただけますか。

○田谷文子委員長

予防課長 知久 薫君。

○予防課長（知久 薫君）

消防庁からの通知がありまして、国の消防法の改正によりまして、条例の追加によりまして、議案集 65 ページにあります新旧対照表の設置の免除にかかわりまして、国のほうからの上位法の改正に伴い、追加をした文面でございます。それによりまして、小規模の施設については、平成 21 年に自動火災報知設備の設置が義務になりましたけれども、延べ床面積 300 平方メートル未満のものについては、特定小規模の施設用の自動火災報知設備を設けることができますので、住宅用の通常の火災警報器は設置しなくてよろしいという国からの通知文でございます。

以上です。

○田谷文子委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 43 号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、消防本部所管の歳入歳出の予算に関する部分を議題といたします。

消防本部から特に補足説明等はございませんか。

消防長 雨貝 忠君。

○消防長（雨貝 忠君）

議案集 33 ページ、34 ページ、議案概要書 19 ページになります。

9 款消防費の今回の補正は 2 点ございます。

1 点目につきましては、消防本部西消防署庁舎建設計画に向けましての基礎資料といたしまして、適正用地の基礎調査を行うものでございます。

もう一件、2 点目につきましては、消防団の警防用備品として、各部にチェーンソーを配備するものでございます。

詳細につきましては、次長兼消防総務課長の片岡からご説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田谷文子委員長

それでは、説明を求めます。

次長兼消防総務課長 片岡 修君。

○次長（兼）消防総務課長（片岡 修君）

消防本部所轄の補正予算について、ご説明申し上げます。

初めに、04 常備消防事業（政策）の歳出についてご説明いたします。

議案集 34 ページをごらんください。

9 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費、04 常備消防事業（政策）、13 節委託料として消防本部西消防署適正用地基礎調査業務委託で 49 万 5,000 円の予算を計上いたしました。

これにつきましては、平成 31 年、事業計画における消防庁舎の移転に関する基本計画を策定するための基礎資料とするものです。平成 30 年度中にかすみがうら市消防施設等整備内部検討委員会を 4 回実施し、消防施設の方向性についての取りまとめが 3 月に完成いたしました。現消防本部西消防署庁舎は、昭和 52 年に開設し、40 年以上経過していることから経年劣化し、また、敷地について手狭であるとの協議内容により、今回の補正予算にて適正用地基礎調査を実施することとなったものでございます。

続きまして、その下の 06 消防団施設整備事業（政策）につきまして、ご説明申し上げます。

18 節備品購入費で、警防用の備品購入費として 199 万 6,000 円の予算を計上いたしました。これにつきましては、災害時における消防団の効果的な救助活動を図るため、配備が進んでいない救助資機材等を整備するものでございます。現在、当市の消防団において、近年多発している風水害に対処すべきチェーンソーが配備されておらず、消防団設備整備費補助金を活用しまして、各部 1 台、計 21 台を整備するものでございます。

歳入につきましては、33 ページをごらんください。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、7 目消防費国庫補助金として、消防団設備整備費補助金 66 万 5,000 円を計上いたしました。国庫補助金につきましては、補助の割合が総事業費 199 万 5,000 円の 3 分の 1 となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○田谷文子委員長

説明が終わりました。

それでは、消防総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

矢口委員。

○矢口龍人委員

警防用の備品、チェーンソーという話がありましたけれども、これ 21 台で 200 万円もするのですか。特殊なチェーンソーですか。

○田谷文子委員長

次長兼消防総務課長 片岡 修君。

○次長（兼）消防総務課長（片岡 修君）

特殊なものではありません。標準のチェーンソーでございます。

○田谷文子委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

1 台 10 万円もするのですか。一般的にホームセンターで見ると、二、三万円ぐらいで我々見ていますけれども、どういう積算でそういう価格が出たのか、ちょっと示していただけませんか。

○田谷文子委員長
暫時休憩します。

休 憩 午後 2時32分

再 開 午後 2時41分

○田谷文子委員長
会議を再開いたします。
それでは、答弁を求めます。
消防長 雨貝 忠君。

○消防長（雨貝 忠君）

すみません、大変失礼いたしました。

先ほどの質問に関しましては、予算見積書で共立のチェーンソー、定価11万円のを8万8,000円掛ける分団数21台ということで、そのほか消費税ということで、合計199万5,000円という内容でございます。

○田谷文子委員長
矢口委員。

○矢口龍人委員

購入には入札を実施するのですか。

○田谷文子委員長
消防長 雨貝 忠君。

○消防長（雨貝 忠君）
入札案件となります。

○田谷文子委員長
矢口委員。

○矢口龍人委員
一般競争ですか。

○田谷文子委員長
暫時休憩します。

休 憩 午後 2時43分

再 開 午後 2時43分

○田谷文子委員長
会議を再開いたします。
総務部長 小松塚隆夫君。

○総務部長（小松塚隆夫君）
お答えします。

備品の購入ですので、基本的には指名競争入札となりますけれども、機器の汎用性といったものから一般競争入札で実施することもございますので、指名業者等選考委員会の中で審議をして、決定していきたいと思っております。

○田谷文子委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

それと、西消防署の適正用地に関する会議がもう4回ほど実施したということですがけれども、ある程度結論は出ていると思いますけれども、その件に関してご説明いただけますか。

○田谷文子委員長

次長兼消防総務課長 片岡 修君。

○次長（兼）消防総務課長（片岡 修君）

内部検討が4回実施されております。その件に関しましては、新庁舎についてですが、場所的なものは、常磐自動車道千代田石岡インターチェンジからおおむね4キロメートル圏内及び幹線道路を条件と考えております。面積についてですが、1万平方メートルを考えておまして、理由といたしましては、各市民の一時緊急避難場所またはヘリポートまたは消防団がポンプ操法の訓練会場もできるように考えております。

以上でございます。

○田谷文子委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

高速道路インターチェンジから4キロメートルですよ。スマートインターチェンジもできそうだから、それから4キロメートルなのかどうなのかわからないですけども、土浦北インターチェンジと千代田石岡インターチェンジまでの間が約5キロメートルらしいです。そうすると、その間ということになるのかな。いずれにしても、半径4キロメートルということなのをお願いします。

○田谷文子委員長

消防長 雨貝 忠君。

○消防長（雨貝 忠君）

千代田石岡インターチェンジから大体4キロメートルということでございます。おおむね幹線道路ですと、カスミぐらいまでが4キロメートルの範囲となります。

○田谷文子委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

消防総務課に対する質疑を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、議案第43号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）のうち、市長公室所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

市長公室から特に補足説明等はございませんか。

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

議案第43号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）のうち、政策経営課に関する部分でございますけれども、議案集の34ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、7木企画費の03企画調整事業（政策）でございます。委託が2つご

ございますが、内容につきましては、政策経営課長からご説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○田谷文子委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

まず、業務委託の1つ目でございます。

中心市街地土地利用基本構想策定調査業務委託でございます。

こちらにつきましては、土地利用基本調査の内容を踏まえまして、中心市街地における土地利用の基本構想の素案となるものを整備するものでございまして、駅周辺及び中心市街地の現状分析、また市民が期待する姿、同地区の課題等を整理いたしまして、基本構想を策定いたしていくものでございます。

また、スマートインターチェンジ関連の業務委託につきましては、可能性調査を実施いたしまして、その後の調査になるものでございます。現況の把握、整備方針、整備区画の検討、土地利用の方針等を取りまとめていくものでございます。整備構想の素案となるものを作成するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○田谷文子委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言お願いいたします。

古橋委員。

○古橋智樹委員

スマートインターチェンジ関連の調査は、茨城県はどのくらいオーソライズといたしますか、認定はいただいているのですか。何かあるのでしょうか。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

現在県内に4つのスマートインターチェンジが設置してございます。今進行中のものが2つございまして、準備中のものが1つ、準備段階調査に入っているものが1つでございます。その次に続くものと認識しております。

以上でございます。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

ですから、茨城県はそういうことで後押ししてくださっていると理解してよろしいですか。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

茨城県といたしましても、スマートインターチェンジの必要性を理解していただいております、国土交通省等への後押しをしていただいております。ことしの夏につきましても、相談会に出席を

させていただくことで、先般、県のほうと国土交通省の事務所におきまして、打ち合わせをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

これを確認したのは、つくば市柴崎地区、旧桜村あたりの需要で、土浦市が土浦北インターチェンジよりも南のあたりにスマートインターチェンジが欲しいような構想を聞いたものですから、取り合いになったりしたら影響があるのかと心配して伺いました。別に答弁は要りません。

○田谷文子委員長

ほかに、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

中心市街地土地利用は、神立駅周辺で2キロメートルぐらいが該当しているのかと思います。土浦市との調整が必要だと思いますが、どのように調整を進めていくと考えているのですか。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

当市の土地利用基本調査を実施いたしまして、まだ土地利用構想が市としての考え方が定まっておられませんので、こちらの基本構想が定まり次第、土浦市のほうと協議をしながら進めていきたいと考えております。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

まず、逆に土浦市との調整が必要ではないかと思えます。土浦市のほうは、かなり都市計画マスタープランもでき上がっていると聞いているのですが、今、日立建機からずっと行くと、スーパーマーケットがあつたり、ドラックストアがあつたりといろいろそろっていますよね。あれが1つの基軸になっているようです。今現在、土浦市とどういう関連で、この土地利用をするのかやっぱり考えていけないと、一方的に策定しても、その後の話にはかみ合わなくなってしまうのではないかと思います。いかがですか。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

私どもでも、土浦市の立地適正化計画、また、お話ありましたマスタープランを調査させていただいております。それも含めまして、当市が進めております立地適正化計画の策定もございまして、土浦市との協議もあわせまして、進めさせていただければと考えております。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

土浦市との協議はすると。これは業務委託を受けた会社と、それから土浦市とかすみがうら市が協

議をしていく場を設けていきたいと理解してよろしいですか。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

可能な限り協議して、進めていきたいと考えております。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

スマートインターチェンジについては、私は予算に反対いたしました。とにかく千代田石岡インターチェンジがもう有効に使われていますし、今、千代田サービスエリアを起点にして、どういうふうスマートインターチェンジをやるかという協議するようになってきていると思いますが、そういう意味では、必要性というのが私は余り感じられていないです。これを見ますと、もう既に基本構想を策定して、令和8年度に開通する予定となっていますよね。こういうスケジュールで今後も行くと理解してよろしいですか。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

そちらのスケジュールを目標といたしまして、進めていきたいと考えているところでございます。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

この中で、インターチェンジからの利用については、必ず利用するというのがあくまでも41%で、あとほかは利用しない、余り利用しないというところで、半数についてはかなり利用しないとなっていると思うよね。構想については、まだどのようにアクセスしていくかというのは、今回の調査で決めたいということですね。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

現状で、当市が考えるものと国土交通省、ネクスコが考えるもの、必ずしも一致してございません。当市としては、なるべく進入路が短いところで通したいところでございますけれども、ネクスコあるいは国土交通省につきましては、それよりも直接交通に支障がないような形での進入路を求められているようでございます。そちらの調整が今後二、三年かかると聞いてございます。そちらの基礎となるものを今回、実施設計に向けてつくっていきたいという業務内容でございます。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

財源の問題については、今回この部分は全く考えていないですか。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

こちらの委託の財源につきましては、一般財源で対応する予定です。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

そうじゃなくて、この財源というのは、どのくらい費用がかかるかを含めて、そういう意味での財源。いずれにしても、財源は調査も一般財源でしょうけれども、スマートインターチェンジそのものも市の一般財源なのかと思っているものですから、大体どのくらい費用がかかるかということもこの調査業務委託に入っているのですかという質問です。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

こちらの調査につきましては、あくまでも現状把握と整備方針の確定に向けたものでございます。整備事業費につきましては、今後、スマートインターチェンジの形状が明らかになった後に、実施計画をつくっていくことになります。その辺に来ないと、正確な数字と申しますか、皆様にお示しに耐え得る金額が出せないものと理解してございます。今しばらくお待ちいただきたいと思っております。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

私は効果がないと思っているので、無駄遣いだと思っているけれども、そういう意味では、実施計画まで待って、出てきたら大変だということになったら、逆に大変だと思うよね。そういう意味では、現状把握だけでは何か足りないような気がするよね。550万円もかけるよね。そういった意味では、大体どのくらいかかるのかというのは最初に把握しておくべきではないかなと思うが、いかがですか。

○田谷文子委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時01分

再 開 午後 3時01分

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。

答弁を求めます。

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

金額はまだ出ていないところでございまして、今お示しすることはできないわけでございますけれども、整備の仕方といたしましては、スマートインターチェンジと申しましても、バーがついているインターチェンジ、料金所まではネクスコ東日本側で出していただきまして、そこへの進入路を市で整備していくような整備の仕方となるところでございます。

以上でございます。

○田谷文子委員長

ほかに、ございませんか。

矢口委員。

○矢口龍人委員

一般質問でもお話しました国道6号バイパスの件ですけれども、国策事業であり、国道6号バイパスが非常に、とにかく一日も早く千代田バイパスが着工されることを望んでおるわけでございますけれども、市としてももう少し事業実施に向けて本気になって取り組んでもらいたいと思っています。このスマートインターチェンジもいいですけれども、何で私がこういうことを言うかという、この前の一般質問でもお話しましたけれども、千代田バイパスがもし事業化になれば、それに接続する停車場線から三菱ふそうを通過して上稲吉、上稲吉から馬立からテクノパーク土浦北、それから土浦北インターチェンジと、1つの路線ができ上がるのですよ。田谷議員も一生懸命、あの路線をやるような要望をしていましたけれども、とにかく国道6号バイパスが決まらないことには、あの路線はでき上がらないですよ。ですから、あの路線を仕上げてください、馬立まで行く、馬立行ったら今度はテクノパーク土浦北、あれからも土浦北インターチェンジはすぐですよ。

そうすると、神立駅へ向かってくる道路として1本の路線がインターチェンジからでき上がるよ。だから、スマートインターチェンジはやらなくても私は十分に向こうを推進してもらえれば。これ、今からどれだけかかるかわからないですよ。うちのようなこんな小さな自治体で、単独で一般財源でやろうなんて無理ですよ。それならば、少しでも力を入れて、国道6号バイパスのほうを推進したらどうですか。お話いただけますか。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

国道6号バイパスにつきましては、事業の早期着工につきまして要望しないということではなく、現在も要望活動を続けているところでございまして、市長も先般、県のほうで市の要望活動に出席をいただいているところでございます。それは、引き続き市の要望として県へつないでいくという考えには変わりはありません。

今般の県政要望にも、そちらをつないでいくことで考えているところでございます。

○田谷文子委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

とにかく、これ私はちょっと国道6号バイパスとスマートインターチェンジどっちが大事だという質問に対して、市長は何かスマートインターチェンジを前にもってきているような話をしていましたよね。違いますよ。なんたって国道6号バイパスですよ。

だから、もう手を変え、品を変え、とにかく積極的にやるほうに500万円を使ってくれれば、私はありがたいですけれども。ぜひお願いします。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

本市といたしましても、引き続き国道6号バイパス整備につきましては、要望を続けていくことといたします。

以上でございます。

○田谷文子委員長

ほかに、ございませんか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

2つほどあるけれども、今の国道6号バイパスの件、これは古河市とか国道近辺の土地整備というものも、この前私も見てきましたけれども、国道6号バイパスは単なる道路だけではなくて、その周辺の、やはり農地だとか、あるいは商店街だとか、あるいは工業団地の誘致ということも含めて、総合的なものだと思はれる。だから、道路を通すということと同時に、ここの国道6号バイパスの近辺の整備、あるいは開発構想についても、市はしっかり調査をしなくちゃいけないと思う。

それは、今、矢口委員のほうからもありましたけれども、単なる道路だけの問題ではないというふうに私は思うんです。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

ただいまありましたように、道路だけの問題ではないということは、重々認識をさせていただいているところでございます。

先般も千代田石岡インターチェンジ周辺の土地利用調査をかけているところでございまして、当市におきましても、インターチェンジということでもくくってはございますが、本市の土地利用についての調査も続けているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

これは、答弁は結構ですけれども、国道6号バイパスといった場合に、単なる線の道路だけではなくて、それに付随する周辺の全体の整備構想についても、土浦北インター周辺の工業団地の整備というのがこの前ありましたけれども、私が言っているのは国道6号バイパス沿線とそれに関連する道路のことを言っています。そのことはよろしく願いますというのが1つ。

もう一つですけれども、企画調整事業（政策）の13節中心市街地土地利用基本構想とありますね。これの守備範囲といいますか、例えば建物、道路、あるいは公共施設、いろいろなものがあると思えますけれども、そういうものを想定しながら、ある程度の一つの絵を、構想を描きながら、この調査業務の委託事業、仕様書をつくっていくと思うけれども、その辺の話をちょっと聞かせていただけますか。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

こちらの土地利用調査でございますけれども、調査の概要といたしましては、安全で快適に暮らせるまちづくりを目指して、重点的都市機能が集中するJR神立駅周辺の防災機能の向上と行政施設等の整備検討を進めるために調査をいたしているものでございます。

ただいまありましたように、災害発生時の拠点とする防災広場及び行政機能と図書館機能を有する複合交流拠点の整備検討等につきまして、土地利用の状況及び動向を調査し、今般、業務委託に付すものでございます。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

神立停車場線もでき上がってきます。土浦市の都市計画道路、モスバーガーのところまで来て、その先までの都市計画道路も土浦市は決まっていますよね。ところが、かすみがうら市はその先から、缶詰工場まで、どの路線を使っていくのかわかりませんが、過去にもその道路網の整備について検討が加えられたという話は聞いています。

あともう一つ、神立停車場線の整備の中で、土浦市とかすみがうら市の雨排水路の整備についても、土浦市は昭和 22 年の用水路工事のときに、これは 10 カ村という大きな計画で、私もこの前新聞に書かせてもらいましたけれども、計画が出されて、そして用水路工事のときに、コカ・コーラの雨排水路を、あの辺の冠水地に対して一括して雨排水路を整備していく工事もあわせてやりました。ですから、今回調整をしていくときに、途中で神立停車場線のほうも雨排水路の路線は変更になっていますよね。

あと、今消防署とも言いましたけれども、土浦市の消防署もある。

これは関連しますけれども、東のほうからいえば、下水道設備についても 30 年ほど前に土浦市が計画を出して、その計画が頓挫した。それ以降、土浦市とのそういう協議は終わっていない。

そういうことを鑑みますと、今後全体の構想を描いていくときに、土浦市と今までの経過を含めて、どういう協議があったのか。そして、都市計画道路が神立停車場線のところまで来ている。その先の道路計画はどこまで来ていたのか。そして、今後の神立駅周辺の整備を見ていったときに、その人口構成を見れば大体 2 万人です。その周辺を合わせていくと 5 万人ですよね。そういうところの全体の整備構想が今、必要になってきていると思います。

これは、バス路線のときにもそういう話は、私も土浦市議会議員ともいろいろな話をしてきました。そういう意味では、中根議長のときに土浦市議会議員と交流会もありましたけれども、そういうものも始まっていますし、全体の構想の基本的な計画を詰めて、そしてどういう基本的な調査に入っていくのか。それは、道路はどこまで、下水路はどこまで、公共施設はどういうところ、そして相互にどう関係してくるのかということまで基本的な構想を描いて、そして調査に入っていくべきだと思う。

昭和 30 年に出島用水が開通しましたけれども、そのときの基本的な構想は、土浦市手野から神立、出島村という大きな構想の中で話が進んでいった。その流れの中で、今もやっぱり神立駅周辺は、いろいろな動きが出ています。まず、土浦市のマスタープランをもう少し検討をして、分析をかけないと、この 950 万円が無駄遣いになりますよ。いかがですか。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

土浦市から整備計画といいますか、立地適正化計画のほうもいただいております、そちらで土地機能誘導区域に誘導しない施設といたしまして、当市が進めようとしている図書館機能といったものも含まれてございます。その点で土浦市との協議を進めて今後ともいきたいという考えでございます。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

何で私、ここまで言うのかというと、例えば、去年も議論の中で話がありました。常磐線の東側、

東京製綱から池田ガソリンスタンドから第二千代田南団地の信号までの道路の整備が行われた。そして土浦協同病院まで真っすぐ、直通道路をつくっていくという話がありましたよね。今、現実を見れば、白鳥線のほうから戸崎上稲吉線にちょっとカーブを描いて接続しているという状況がある。

土浦市の道路予算は、前回まで下稲吉南団地の計画の調査は入っていたんですよ。でも、真っすぐ土浦協同病院から、日立建機の前の道路まで来て、そこからちょっと出て、その先 100 メートルの工事をやめましたね。当初はやるって言っていました。土浦市は来年、あの 100 メートルの道路予算だけはとりました。その先の道路の予算はまだとっていない。非常に大きく後退していますよ。

そういうことを含めると、もう少し、土浦市ときちっと意見交換をして……

(資料について発言する者あり)

○設楽健夫委員

そういうのをもらっていますというのではなくて、具体的に用水道路といわれている道路予算をどうするのか。あるいは、都市計画道路をどうするのか。神立停車場線から駅前ですけれども、その途中からどういう幹線道路が出ていくのか。そういうことをもう少し、詰めていく必要があるのではないですか。どうも話を聞いていると、非常に一般的な形で話を進めているような気がしますが、いかがですか。

○田谷文子委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

道路整備につきましては、委員から今ありましたが、わたくしどももそこは整備してくるものと認識をしているところで、情報交換をしている最中です。その後のことは、大変申しわけありませんが聞いておりませんでしたので、今の事実に関しましては確認をさせていただきたいと思えます。

繰り返しになりますけれども、土浦市との協議は今後とも続けて、私どもで整備するもの、土浦市で整備していくもの等々、見きわめながら土地利用構想を進めていきたいと考えております。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

最後になりますけれども、この点については、私は見直しを求めていきたいと思えます。

以上です。

○田谷文子委員長

それでは、ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

政策経営課に対する質疑を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、議案第 36 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務部から特に補足説明等はございませんか。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

この件に関しては、特に補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○田谷文子委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田谷文子委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田谷文子委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田谷文子委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、議案第38号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はありませんか。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

補足説明は、特にございません。

○田谷文子委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とする。据置期間中とはどういうことですか。

○田谷文子委員長

社会福祉課長 吉田 均君。

○社会福祉課長（吉田 均君）

東日本大震災の特例に準拠しまして、3年ということでございます。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

3年。東日本大震災は8年前ですよね。3年というのは、どういう意味ですか。

○田谷文子委員長

社会福祉課長 吉田 均君。

○社会福祉課長（吉田 均君）

3年間は無利子で貸し付けするということでございます。

○田谷文子委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

だから、8年前にこういう中身が決まったということですか。8年前にこの据置期間中は無利子とするという、据置期間というのは3年ですよ。これは、ちょっと一つ何か例を示していただけですか。言っている意味、わかりますか。例を教えてください。

○田谷文子委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時21分

再 開 午後 3時23分

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。

社会福祉課長 吉田 均君。

○社会福祉課長（吉田 均君）

この災害弔慰金につきましては、東日本大震災に限らず、一般の震災でも該当するものでございます。それで、平成31年4月1日に施行されたことに伴いまして、今回条例の一部を改正するもので、今回公布の日から該当するというものでございます。

○田谷文子委員長

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田谷文子委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田谷文子委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田谷文子委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

議案第39号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、介護長寿課齋藤

課長より補足説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○田谷文子委員長

それでは、説明を求めます。

介護長寿課長 齋藤正通君。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

議案概要書 14 ページになります。

第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階となっております。第 2 段階、第 3 段階は同じ 4 万 7700 円となっておりますが、こちら第 2 段階につきましては、非課税世帯の第 1 段階もそうですが、第 2 段階につきましては全員が非課税で、合計所得が 80 万から 120 万円以下の方です。第 3 段階につきましては、やはり非課税で、年金とその他の合計所得が 120 万円を超える方に分かれておまして、それぞれ現在ある金額を第 1 段階は 2 万 3850 円に減額、第 2 段階は 3 万 9750 円に減額、第 3 段階におきましては 4 万 6110 円に減額とする内容でございます。

対象者は 3,260 名になります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○田谷文子委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

2018 年 4 月に第 1 段階が 0.45 になっていた。当市は、それを 0.375 にかえて 2 万 3850 円ですね。いわゆる第 2 段階の方は、同じように 0.75 を 0.625 にかえて 3 万 9750 円。第 3 段階は 0.75 を 0.725 にかえて 4 万 6110 円になったということだと思う。

それで、今、金額を言いましたけれども、第 1 段階の対象が何人いるのか。それぞれ段階別に、その影響額はどのぐらいなのか。介護保険の補正予算の中には、全体の金額は載っています。普通徴収と特別徴収合計、合わせて 1580 万 8000 円と載っていますけれども、第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階の対象者がどのぐらいで、金額が幾らなのか。そして総合計が、保険料のマイナス分が 1580 万 8000 円となるのでしょうか。

○田谷文子委員長

介護長寿課長 齋藤正通君。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

それでは、第 1 段階の方でございますが、対象者が 1,879 名で、金額は 907 万 7310 円になります。第 2 段階は 713 名で、566 万 8350 円になります。第 3 段階が 668 名で、106 万 2120 円になります。

今回減額される対象者の合計人数は 3,260 名で、1580 万 7780 円となっております。

以上です。

○田谷文子委員長

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田谷文子委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田谷文子委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田谷文子委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 43 号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、保健福祉部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

それでは、議案第 43 号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、最初に介護長寿課に関する補正予算につきましてご説明いたします。

今回の補正は、ただいまご説明いたしました議案第 39 号の介護保険条例の一部改正に伴うものであります。内容につきましては介護長寿課齋藤課長からご説明させていただきます。

○田谷文子委員長

それでは、説明を求めます。

介護長寿課長 齋藤正通君。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

それでは、議案集 33 ページになります。

初めに、歳入でございます。

歳入一番上段、15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金でございます。こちらは、先ほど減額する金額の合計で 1580 万 8000 円中、低所得者の保険料軽減負担金ということで、国のほうから 50%という内容でございます。

また、中段になります 16 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費負担金につきましては、全体の中の 25%、395 万 1000 円になります。対象者は 3,260 名という内容でございます。

続きまして、議案集 34 ページの歳出になります。

中段、3 款民生費、1 項社会福祉費、7 目介護保険費になります。操出金といたしまして、介護保険特別会計に一般会計から操出金額が 1580 万 8000 円という内容でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○田谷文子委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田谷文子委員長

介護長寿課に対する質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いします。

子ども家庭課長 幕内浩之君。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

それでは、子ども家庭課所管の補正予算について、ご説明をいたします。

議案集 33 ページをお願いいたします。

まず、歳入になります。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金ですが、2 節児童福祉費補助金 186 万 8000 円につきましては、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の支給に係る補助金となっております。

続きまして、16 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金、5 節子ども・子育て支援交付金 1111 万円につきましては、10 月から実施されます幼児教育無償化に伴いますシステム改修に対する補助金となっております。

続きまして、議案集 34 ページをお願いいたします。

歳出になります。

3 款民生費、2 項児童福祉費、2 目児童措置費、説明欄 02 児童扶養手当事業 186 万 8000 円でございます。歳入で説明いたしました未婚の児童扶養手当支給者に対する臨時特別給付金支給に関しますシステム改修委託料と、受給対象者に対します給付金として 1 万 7500 円を支給する内容でございます。

続きまして、3 目保育所費、説明欄 02 保育所事業 1111 万円につきましては、幼児教育無償化等に対応するよう子ども・子育て支援システムを改修する委託料となっております。

説明につきましては以上です。よろしく申し上げます。

○田谷文子委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、子ども家庭課に関する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

古橋委員。

○古橋智樹委員

子ども・子育て支援システムが 1100 万円ということで、今回補正額が 50 万円とか 100 万円とかの規模に比べて極めて高いです。改修の概要は、ちょっと大きさが見えないです。これは見積もりを基幹業務のところからもらって、そのままだと思う。それで県、国から補助金が出ていますが、どこの自治体もそのぐらい大きな金額になっているのですか。

○田谷文子委員長

子ども家庭課長 幕内浩之君。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

ただいまのご質問ですが、一応国のほうで基本額プラス加算ということで補助を出しておりまして、県のほうで試算いたしますと市町村ごと、実際にはこれ以上かかる部分があるかとは思いますが。大体どこの市町村につきましても 1000 万円を超えるような内容となっております。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

改修項目が、素人にもわかるようにお願いできますか。

○田谷文子委員長

子ども家庭課長 幕内浩之君。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

10月からの幼児教育無償化でございますが、3歳から5歳まで保育料が無償化になります。それに伴いまして、現行の子ども・子育て支援制度対象としております幼稚園、保育所、認定こども園の利用料の無償化に加えまして、幼稚園の預かり保育や認可保育所の保育料など、対象施設の給付範囲が大幅に拡大をされる内容でございます。かつ、あと給食費についてもこのシステムの中に取り込まれてくる内容でございます。

○田谷文子委員長

ほかに、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時給付金の人数と金額の内訳を教えてください。

○田谷文子委員長

子ども家庭課長 幕内浩之君。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

支給額につきましては、受給者1人に対しまして1万7500円で、概算で45名分を積算しております。

○田谷文子委員長

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田谷文子委員長

子ども家庭課に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第43号に対する質疑が終わりました。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

当初の一般会計でもスマートインターチェンジは必要ないと。中佐谷地区の住民の方にも聞きましたけれども、もう必要ないという声が圧倒的でありました。今、矢口委員もおっしゃいましたが、やはり国道6号バイパスこそ優先すべきではないか。だから、こういう中で位置づけされていけば、わざわざつくる必要はない。

ほかの問題については、必要性はわかります。ただ、市街地土地利用基本構想については、設楽委員がおっしゃったように、私も産業建設委員会で言いましたが、土浦市ときちっと整合性をつけていかなければ、全く無駄金になってしまうのではないかなという恐れがありますので、この予算については反対であります。

○田谷文子委員長

ほかに、ございませんか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

私も先ほど質問させていただきましたけれども、この予算中、企画調整事業（政策）中の中心市街地土地利用基本構想策定調査業務委託費 950 万 4000 円については、見直しを図っていく必要がある。同時にスマートインターチェンジ関連土地利用等基本構想策定調査業務委託についても、やはり国道 6 号バイパス、あるいは国道 6 号バイパス線上の総合的な整備計画を策定していく必要がある観点から、そのことも含めて見直しを図っていく必要があるという意味で反対です。

○田谷文子委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

討論を終結いたします。

本案は、異議がございますので、起立によって、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○田谷文子委員長

起立多数であります。

よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 45 号 令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等がございますか。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

議案第 45 号 令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

議案集 46 ページをお願いします。

補正の内容でございますが、こちら先ほどご説明いたしました議案第 39 号の介護保険条例の一部改正に伴うもので、低所得者保険料軽減分繰入金 1580 万 8000 円を補正するものであります。

説明は以上であります。

○田谷文子委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田谷文子委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は、全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田谷文子委員長

それでは、これをもって、令和元年第2回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後 3時44分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和元年第2回定例会議案審査特別委員会

委員長 田 谷 文 子